

雄武町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道紋別郡雄武町

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 1 基本的な事項 | 3 |
| (1) 雄武町の概況 | 3 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 5 |
| (3) 雄武町行財政の状況及び施設整備水準等の現況 | 6 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 9 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 10 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 11 |
| (7) 計画期間 | 11 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 11 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 12 |
| (1) 現況と問題点 | 12 |
| (2) その対策 | 13 |
| (3) 計画 | 13 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 14 |
| 3 産業の振興 | 15 |
| (1) 現況と問題点 | 15 |
| (2) その対策 | 19 |
| (3) 計画 | 22 |
| (4) 産業振興促進事項 | 27 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 27 |
| 4 地域における情報化 | 28 |
| (1) 現況と問題点 | 28 |
| (2) その対策 | 28 |
| (3) 計画 | 28 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 29 |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保 | 30 |
| (1) 現況と問題点 | 30 |
| (2) その対策 | 30 |
| (3) 計画 | 31 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 32 |
| 6 生活環境の整備 | 33 |
| (1) 現況と問題点 | 33 |
| (2) その対策 | 36 |
| (3) 計画 | 38 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 41 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 42 |
| (1) 現況と問題点 | 42 |
| (2) その対策 | 43 |
| (3) 計画 | 44 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 45 |
| 8 医療の確保 | 46 |
| (1) 現況と問題点 | 46 |
| (2) その対策 | 46 |
| (3) 計画 | 46 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 46 |
| 9 教育の振興 | 47 |
| (1) 現況と問題点 | 47 |
| (2) その対策 | 49 |
| (3) 計画 | 50 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 51 |
| 10 集落の整備 | 52 |
| (1) 現況と問題点 | 52 |
| (2) その対策 | 52 |
| (3) 計画 | 52 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 52 |
| 11 地域文化の振興等 | 53 |
| (1) 現況と問題点 | 53 |
| (2) その対策 | 53 |
| (3) 計画 | 53 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 53 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | 54 |
| (1) 現況と問題点 | 54 |
| (2) その対策 | 54 |
| (3) 計画 | 54 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 54 |
| 13 その他地域の自立促進に関し必要な事項 | 55 |
| (1) 現況と問題点 | 55 |
| (2) その対策 | 55 |
| (3) 計画 | 55 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 55 |
| 事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 56 |

1 基本的な事項

(1) 雄武町の概況

ア 雄武町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

雄武町は北海道の北東部、オホーツク総合振興局管内の最北端に位置し、東西 40 km、南北 24 km、総面積 636.86 km² の広大な町域を有している。北東一帯はオホーツク海に面し、海岸線が 35 km に及んでいる。海岸線から南西には緩やかな大地が続き、その背景には 600~900m 級の天塩・北見山脈が連なり、これらの地形をねって幌内川や雄武川など 14 余条の諸河川が流下している。

近隣では、南は興部町と西興部村、西は上川管内下川町と美深町、北は宗谷管内枝幸町に隣接、海岸沿いには国道 238 号が走り、これに道道美深雄武線と下川雄武線が直交し、地域の主要道路となっている。最寄り駅の JR 名寄駅まで 90 km、最寄り空港のオホーツク紋別空港まで 50 km の距離を有する。

雄武町の気象は、オホーツク海沿岸における最強風地帯として有名であり、春季は 20~30m の「ひかた風」が連日吹き荒れる。主な風向きは、年間を通じて西南西で、この風が吹くときはフェーン現象が重なって、かなりの高温になることがあり、その最高は 35.1 度を記録している。冬季は 11 月から 4 月にかけて降雪があり、1 月から 3 月上旬にかけて寒気が厳しく、ときには吹雪で交通が途絶えることもある。この間オホーツク海沿岸は流氷に閉ざされ、漁労は不能となる。この期間には気温が氷点下 20 度まで冷え込むこともあり、気象条件は非常に厳しい。

令和 2 年の平均気温は 6.7 度、降水量 894.5 mm、最深積雪は 64 cm となっており、冷涼で年間降雨量も多い方ではなく、主要作目である牧草の生育にも影響し、内陸地に劣る傾向がみられる。また、夏季には海霧が多く発生する。冬季の積雪量は内陸に比べると少ない。

雄武町については、明治 33 年に紋別村から分村し「雄武外 3ヶ村戸長役場」が設置され、明治 42 年に興部村が雄武村から分村、大正 4 年には「沢木」「雄武」「幌内」の 3 村を合併して 2 級町村制がしかれた。昭和 23 年に町制が施行され、平成 12 年には「雄武町ふるさと 100 年」を迎えて歴史的な節目として新たな 100 年に向けて動き出し、現在に至っている。

イ 雄武町における過疎の状況

平成 27 年の国勢調査による雄武町の人口は 4,525 人で、これは平成 17 年の 5,507 人と比較すると 982 人 (17.8%) の減少、昭和 35 年の 10,518 人と比較すると、5,993 人 (57.0%) の減少という状況である。

人口の減少について分析すると、経済情勢の変化等に伴う事業所の閉鎖等に加え、若者の希望する職場が地元に少ないとことや、高学歴化に伴う進学によって、10 代後半から 20 代の都市流出が著しいことが要因であるとともに、少子化によって出生者数

が死亡者数を下回る現象も見られるなど、近年は自然的人口減も続いている、過疎化に歯止めが掛からない状況にある。

このため、雄武町では昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年には過疎地域活性化特別措置法、さらには平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法の地域指定を受けた中で、過疎振興事業、活性化事業、農業・沿岸漁業構造改善事業、山村振興農林漁業特別対策事業、漁港整備等の事業、町単独事業などから構成する雄武町総合計画を最上位計画とし、地域の振興、活性化事業を推進してきたところである。

今後もさらに町経済の自立を促進するにあたっては、各産業の生産増大による所得向上及び効率化につながる農業経営の基盤強化、造林保育等森林資源の拡大、漁港及び関連施設の整備、漁場造成・資源培養などを強力に推進し、これに並行して担い手の人材育成や、内発的な新たな産業の育成、時代が求める観光・レクリエーションの開発など、新たな「雄武」の活力を創造していくなければならない。

ウ 社会経済的発展の方向

雄武町の経済基盤は、オホーツクの豊富な資源によって、伝統的に農林水産業を基幹産業として位置付けており、これまでには農畜産物の貿易自由化や木材消費の低迷など、厳しい状況下にありながらも着実に発展を遂げてきている。特に漁業は海岸線に 4 漁港を有し、本町の秋サケのブランド「メジカ」を代表に、毛ガニ、ホタテ、ウニ、タコ、コンブなど多様の海産物を誇り、漁業のまちとして、その名を知られている。

また、管内屈指の酪農畜産基地でもあり、広大な草地が整備され、人口よりも多い牛たちが飼育され、畜産物が豊富に供給されている。

一方、工業も第一次産業と関連して、食品加工や木材加工を中心として発展してきたが、近年の生産状況は主となる水産加工においても工場の閉鎖等があり、総じて厳しい状況となっている。

また商業は、消費者の町外流出が痛手となっており、商店数及び販売額が大幅に減少している。このため、地域消費ニーズを的確に把握し、各種サービスの向上や地場産業との関連強化などによって、販売機能の拡大に努めるなどの対策が必要である。

オホーツク地域特有の天然資源を、いかにして産業及び観光に結び付け融合していくか、これが本町の将来を考えていく上で重要なテーマとなってくる。

厳しい気象条件や立地・交通条件を逆手にとって、本町の独自性を發揮することが地域の持続的発展への第一歩である。

本町においても少子高齢化による人口減少が進む中、これらと整合性を持った上で、地場産業や町民生活の安定的発展を基本とした、将来にわたって安心・安全な郷土づくりを進めていくことが使命である。

雄武町は、オホーツク海に面した恵まれた風土の中で農林水産業を基盤とし、過疎化が進んでいく中でも、オホーツク圏の生産地として大きな役割を果たしてきた。しかし、現在も社会経済情勢は激しい変化の中にあり、行政はこれらの情勢を見極め、

対応できる体制を構築することが望まれており、町民と行政ともに地域の自主・自立に対する認識を高め、将来の雄武町を見据えた地域づくりを進めていかなければならぬ。

(2) 人口及び産業の推移と動向

雄武町の人口は、戦後の海外引揚者と本州からの移住者による開拓入植などで、昭和35年には、10,518人となった。このころが人口のほぼピーク時といえるが、その後は農業者の高齢化や担い手不足による離農及び林業の衰退が起因して、関連産業就業者や若年層の町外流出が相次ぎ、昭和50年には7,407人、平成2年には6,357人、平成17年には5,507人、さらには平成27年に4,525人と、過疎現象が進行している。

高齢者比率も増加し続けており、昭和35年は4.0%、平成2年には16.2%、さらに平成27年には31.8%と約3人に1人が高齢者となっている。一方で若年者比率については、昭和35年には27.0%、平成2年には15.2%、さらに平成27年には10.8%と減少し続けている。

また、平成27年の国勢調査による産業別就業人口の割合は、第一次産業26%、第二次産業31.1%、第三次産業42.9%となっている。

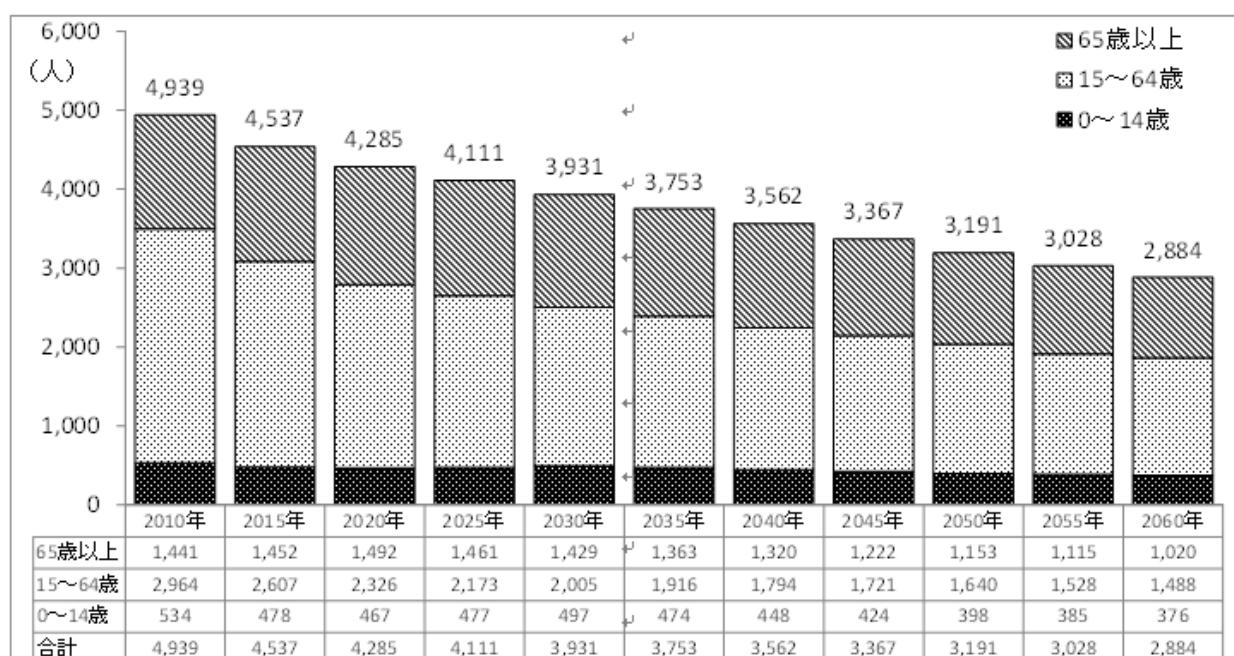
■ 人口の推移（国勢調査）：実数

| | 総 数 | 0～14 歳 | 15～64 歳 (うち15～29 歳 (a)) | | 65 歳以上 (b) | 若年者比率 (a)/総数 | 高齢者比率 (b) /総数 |
|-------|---------|--------|----------------------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|
| | | | 15～64 歳 (うち15～29 歳 (a)) | 65 歳以上 (b) | | | |
| 昭和35年 | 10,518人 | 3,759人 | 6,340人 | 2,845人 | 419人 | 27.0% | 4.0% |
| (増減率) | — | — | — | — | — | — | — |
| 昭和50年 | 7,407人 | 1,834人 | 5,023人 | 1,565人 | 550人 | 21.1% | 7.4% |
| (増減率) | △29.6% | △51.2% | △20.8% | △45.0% | 31.3% | — | — |
| 平成2年 | 6,357人 | 1,180人 | 4,145人 | 965人 | 1,032人 | 15.2% | 16.2% |
| (増減率) | △14.2% | △35.7% | △17.5% | △38.3% | 87.6% | — | — |
| 平成17年 | 5,507人 | 656人 | 3,452人 | 836人 | 1,399人 | 15.2% | 25.4% |
| (増減率) | △13.4% | △44.4% | △16.7% | △13.4% | 35.6% | — | — |
| 平成27年 | 4,525人 | 499人 | 2,588人 | 487人 | 1,438人 | 10.8% | 31.8% |
| (増減率) | △17.8% | △23.9% | △25.0% | △41.7% | 2.8% | — | — |

■ 産業別人口の動向（国勢調査）：実数

| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-------------|---------|---------|--------|---------|-------|---------|--------|---------|--------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 4,958 人 | 3,837 人 | △22.6% | 3,508 人 | △8.6% | 3,064 人 | △12.7% | 2,524 人 | △17.6% |
| 第一次産業就業人口比率 | 46.9% | 28.7% | — | 29.6% | — | 24.9% | — | 26.0% | — |
| 第二次産業就業人口比率 | 23.8% | 36.4% | — | 34.1% | — | 33.3% | — | 31.1% | — |
| 第三次産業就業人口比率 | 29.3% | 34.9% | — | 36.3% | — | 41.8% | — | 42.9% | — |

■ 人口の見通し（雄武町人口ビジョン）



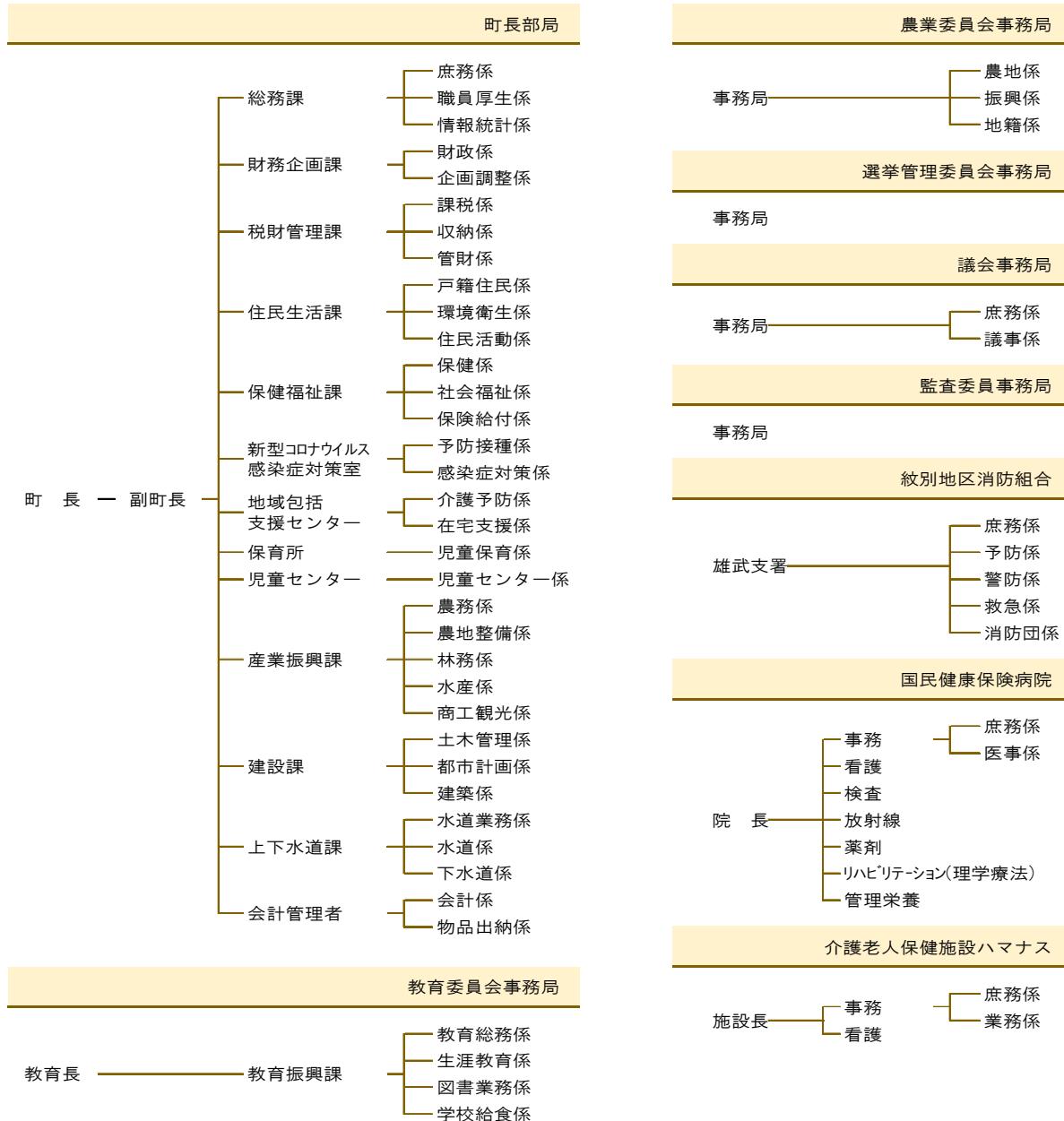
（3）雄武町行財政の状況及び施設整備水準等の現況

ア 行財政の状況

雄武町の行政機構は図-1 のとおりであるが、急激に変化する経済社会情勢と生活水準の向上に伴い、行政に求められる需要も複雑高度化し、質・量的にも増大している状況にある。

また、消防体制については、昭和 48 年度より紋別市、滝上町、興部町、西興部村、そして本町により、紋別地区消防組合を設置し、広域的な体制を敷いて消防及び救急活動を行っている。

図-1 ◆行政組織機構図（令和3年4月1日現在）



本町の財政状況は、令和元年度決算で普通会計歳入総額は 64 億 2,068 万 9 千円で、平成 22 年度と比較して 1 億 5,771 万 5 千円と 2.4% 減少した。

地方債については、建設事業の減少などから、平成 22 年度の 5 億 8,871 万 5 千円から令和元年度の 4 億 8,189 万 8 千円と 18.1% 減少した。

地方債残高については、令和元年度末で 54 億 2,910 万円になっており、公債費負担比率は、平成 22 年度と比較すると 0.5%、平成 27 年度と比較すると 3.8% 増加しており、増加傾向にある。

歳出については、義務的経費において平成 22 年度と比較すると 5.2% 減少しているが、平成 27 年度と比較すると 7.0% 増加した。

投資的経費については、平成 22 年度と比較すると 19.8% 減少しているが、平成 27 年度と比較すると 34.7% 増加した。

今後も持続可能な財政運営に努め、安定した財政基盤の確立を図る。

■ 市町村財政（普通会計）の状況

| | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 歳入総額 A | 6, 578, 404 千円 | 6, 280, 250 千円 | 6, 420, 689 千円 |
| 一般財源 | 3, 901, 944 千円 | 3, 902, 878 千円 | 3, 678, 482 千円 |
| 国庫支出金 | 454, 928 千円 | 284, 236 千円 | 260, 722 千円 |
| 道支出金 | 527, 017 千円 | 386, 704 千円 | 673, 918 千円 |
| 地方債 | 588, 715 千円 | 344, 983 千円 | 481, 898 千円 |
| うち過疎対策事業債 | 271, 000 千円 | 145, 600 千円 | 335, 300 千円 |
| その他 | 1, 105, 800 千円 | 1, 361, 449 千円 | 1, 325, 669 千円 |
| 歳出総額 B | 6, 142, 211 千円 | 5, 905, 936 千円 | 6, 054, 265 千円 |
| 義務的経費 | 1, 789, 500 千円 | 1, 589, 910 千円 | 1, 701, 670 千円 |
| 投資的経費 | 1, 700, 985 千円 | 1, 012, 442 千円 | 1, 363, 726 千円 |
| うち普通建設事業 | 1, 700, 985 千円 | 1, 012, 442 千円 | 1, 363, 726 千円 |
| その他 | 2, 651, 726 千円 | 3, 303, 584 千円 | 2, 988, 869 千円 |
| 過疎対策事業費 | 1, 524, 232 千円 | 1, 468, 878 千円 | 2, 722, 513 千円 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 436, 193 千円 | 374, 314 千円 | 366, 424 千円 |
| 翌年度に繰越すべき財源 D | - | - | - |
| 実質収支 C - D | 436, 193 千円 | 374, 314 千円 | 366, 424 千円 |
| 財政力指数 | 0. 166 | 0. 163 | 0. 192 |
| 公債費負担比率 | 12. 9 | 9. 6 | 13. 4 |
| 実質公債費比率 | 10. 9 | 5. 7 | 7. 8 |
| 起債制限比率 | 7. 1 | 2. 1 | 3. 1 |
| 経常収支比率 | 68. 0 | 70. 3 | 73. 7 |
| 将来負担比率 | - | - | - |
| 地方債現在高 | 4, 981, 714 千円 | 5, 581, 914 千円 | 5, 429, 100 千円 |

イ 施設整備水準等の現況

公共施設等の整備水準の現況は、次のとおりとなっている。今後、総合計画や過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等により、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

■ 主要公共施設等の整備状況

| | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元年度末 |
|-----------------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 市町村道 改良率 | 25. 4 % | 67. 4 % | 78. 7 % | 80. 5 % | 80. 6 % |
| 市町村道 輔装率 | 10. 6 % | 34. 4 % | 52. 4 % | 59. 7 % | 60. 2 % |
| 農道延長 (m) | — | — | — | 0. 0 m | 0. 0 m |
| 耕地 1ha 当たり農道延長 | 1. 0 m | 0. 0 m | 0. 0 m | — | — |
| 林道延長 (m) | — | — | — | 62, 083 m | 60, 031 m |
| 林野 1ha 当たり林道延長 | 6. 5 m | 6. 9 m | 7. 0 m | — | — |
| 水道普及率 | 92. 3 % | 91. 6 % | 91. 5 % | 91. 9 % | 93. 0 % |
| 水洗化率 | 0. 0 % | 0. 0 % | 67. 4 % | 81. 4 % | 85. 7 % |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 10. 0 床 | 10. 8 床 | 8. 8 床 | 10. 3 床 | 5. 6 床 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、平成の大合併で「自主・自立」を選択し、産業、医療、福祉など各分野の施策・事業を着実に推進するとともに、健全な行財政運営に努めてきたが、わが国全体の少子高齢化の進展と大都市への人口集中の影響を受け、人口減少に歯止めがかかる状況が続いている。

第6期雄武町総合計画では、人口減少の下げる止まりを早期に実現し、いつまでも活力ある町として発展していくための「地域経営指針」としているものであり、「郷土愛で築く 次世代へ躍進するまち・雄武」を将来像に掲げ、各分野において施策や事業を推進している。

この将来像の実現に向け、5つの基本目標を設定しており、これを本町における地域の持続的発展の基本方針とする。

○基本目標1

躍動感あふれる産業のまち・雄武～地域産業の振興と雇用の創出～

- ・地域産業の成長による所得の向上と雇用の創出を図る。
- ・「モノづくり力」を高め、力強い雄武ブランド產品を生産する。
- ・海、山、人の地域資源の活用・融合を図る。

○基本目標2

安心感の持てる福祉のまち・雄武～保健・医療・福祉の充実～

- ・まちぐるみの見守り、子育て、健康づくりを進める。
- ・安心して利用できる医療・介護・障がい者福祉サービスの充実に努める。

○基本目標3

達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～

- ・生きる力、学ぶ意欲を育成する。
- ・町民による学習・スポーツ活動を通じ、地域文化の創造と、そのための拠点づくりを推進する。
- ・町民が多様な文化にふれる機会を増やし、豊かな創造力を育てる。

○基本目標4

快適感を満たす環境のまち・雄武～生活環境・生活基盤の充実～

- ・恵まれた自然環境を、後世に残す。
- ・安全・快適に暮らせるまちづくりを進める。

○基本目標5

連帯感を高める協働のまち・雄武～協働によるまちづくりの推進～

- ・町民と行政が共に考え、共に創るまちを築く。
- ・行政資源を有効に活用する行財政運営を行う。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

前記（4）の基本方針に基づき達成すべき目標を次のとおり設定する。

なお、目標年度については、第6期雄武町総合計画で設定している最終年度とする。

| 指標 | 基準値 | 目標値 (令和9年度) |
|---|------------------------|----------------------|
| 目標人口 | 4,423人 (平成29年) | 4,000人 |
| 社会増減数（転入者数－転出者数） | △23人 (平成28年1月～12月) | プラスを目指す |
| 合計特殊出生率 | 1.48人 (平成20～24年度平均) | 1.8人 |
| 人口に占める就業率 | 62.9% (平成28年度) | 65% |
| 漁業生産額 | 48億円 (平成28年度) | 80億円 |
| 農業生産額 | 64億円 (平成28年度) | 75億円 |
| 食料製造業出荷額 | 148億円 (平成26年) | 170億円 |
| 地域医療の満足度 | 23.3% (平成28年度) | 28% |
| 健康だと感じている割合 | 72.8% (平成28年度) | 77% |
| ボランティア参加率 | 19.5% (平成28年度) | 22% |
| 小中学校教育の満足度 | 20% (平成28年度) | 25% |
| 生涯学習環境の満足度 | 16.9% (平成28年度) | 25% |
| スポーツ振興の満足度 | 16.1% (平成28年度) | 20% |
| 歴史・文化の満足度 | 10.4% (平成28年度) | 20% |
| ごみ減量化とリサイクル・ポイ捨てしない・冷暖房省エネ・節水・節電の実践度（5項目平均） | 64.8% (平成28年度) | 75% |
| 公共交通の満足度 | 25.1% (平成28年度) | 30% |
| 災害・犯罪・交通事故による死者数 | 4人 (平成20～29年度累積) | 0人 (平成30～令和9年度累積) |
| まちの住みよさ | 68.3% (平成28年度) | 72% |
| 行財政運営の満足度 | 19% (平成28年度) | 22% |
| 住民参加がしやすいと感じている割合 | 14.8% (平成28年度) | 20% |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

①評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

②評価手法

行政評価の手法と同様に評価するとともに、結果については雄武町公式ホームページ等にて公表する。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、町内における公共施設の約50%が建築後30年以上経過しており、今後30年間で多くの公共施設が改修・更新の時期を迎えることになることから、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、平成29年3月に「雄武町公共施設等総合管理計画」を策定した。

この計画は、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定めるもので、本町の上位計画である「雄武町総合計画」及び「雄武町まち・ひと・しごと総合戦略」を下支えする計画として整合をとるとともに、長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合を図る。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

少子化や転出超過などにより人口が年々減少しており、今後のまちづくりにおいても人口減少問題への対策が大きな課題となっている。

社会減の主な要因は 20 代前後の転出によるもので、町外への進学や企業への就職によるものと考えられるが、転出者数を抑制する必要はあるものの、就職等を抑制することはできないことから、一度、本町を離れた人がまた戻ってきたいと思えるようなまちづくりが必要となっている。

本町には町内に不動産業者がないため、土地や建物の情報入手が困難となっていることから、空家等の情報を一元化するなど定住につながる施策の実施が重要となっている。

移住については、町外からの移住希望者を呼び込む施策の実施により転入者の増加を図るとともに、将来的に移住者へ結びつくための関係人口を増やすための施策の実施も重要となっている。

イ 地域間交流

本町の地域間交流は、友好関係にある佐賀県武雄市と栃木県益子町との交流及び雄武町に縁のある人たちで構成する札幌雄武会と東京雄武会とのふるさと交流を実施している。武雄市との交流は、互いのイベント開催時における訪問団の派遣と小学生の派遣、受入れを行っている。益子町とは、互いのイベント開催時における訪問団の派遣などにより交流を進めている。両雄武会については、本町及び雄武会それぞれが開催する「ふれあい交流会」への互いの参加により交流を深めている。

また、地域間交流の推進組織であるオムイフォーラム 21 については益子町の小学生の交流体験事業の受入れ、NPO 法人おうむ夢プロジェクトについては益子町への小学生の派遣を行うなど、民間団体もこれらの交流事業に関わり活動している。

今後は、既存の交流の一層の充実と新たな地域との交流の創出、都市住民との交流を目指した産業の展開等を図る必要がある。

ウ 人材育成

近年、地域における少子高齢化による人材不足が表面化し、地域コミュニティの維持・発展に支障を来たしている状況にある。今後は、都市部から多様な人材を積極的に受入れ、育成することで新たな視点での地域の活性化を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

移住支援金制度を広く町内外に情報発信し、UIJ ターン希望者や移住者に対する就職支援・就業支援を積極的に行う。

空家調査により把握できた空家のうち、利活用可能な空家を的確に把握し、空家バンクの設置などにより、町内で新たに住居を探している人への定住対策及び移住者への住居確保に対する取組みを進める。

都市部にて、PR 事業を積極的に展開することで本町の魅力を発信しながら、お試し暮らし事業を実施することで、本町へ興味を持つ人の受入れを積極的に行い、移住へつなげる。

民間賃貸住宅建設への補助、新築・増築・リフォーム工事等に対する補助などにより、定住対策を図る。

本町の誇るべき地域資源を活用し、雄武町のファンを増やすとともに、潜在的な移住予備軍につながるような取組みを進める。

イ 地域間交流

佐賀県武雄市及び栃木県益子町、札幌・東京の各雄武会との既存の交流事業について、各世代、各分野における交流の拡大などにより、多くの町民が交流できる機会の提供を図り、地域間交流の一層の活発化を促進する。

また、生活習慣、文化、風土等の異なる地域などとの新たな交流の創出や、都市住民との交流を目指した産業の展開等により、地域の持続的発展や町民活動の向上に役立てる。

ウ 人材育成

各分野において地域おこし協力隊制度を活用し、都市部から多種多様な人材を積極的に受入れることで、地域力の向上を図るとともに、地域のリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------|------------------------------------|--|------|----|
| 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成 | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 | 雄武町快適住まいづくり促進事業 住宅建設及び改修を行う世帯に資金の一部を補助 【事業の必要性】定住・移住対策、子育て支援として、住環境の安定と向上のための住環境整備に対し、支援する必要がある。 【事業の効果】住環境の整備により、移住・定住・子育て支援が促進され、活力あるまちづくりの推進が図られる。 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|--|--|------|----|
| 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 地域間交流 | <p>雄武町オホーツク紋別空港利用促進事業 遠紋地域と首都圏を結ぶ航空路の維持を図るとともに、本町への交流人口の増加を図るため、オホーツク紋別空港を利用する町民等へ助成金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】オホーツク紋別空港は、雄武町から車で1時間圏内にあり、東京直行便の継続運行は町民の利便性維持はもちろんのこと、交流・関係人口の拡大や観光政策、医師確保等地域振興に欠くことのできない拠点であることから、町民等へ助成金を交付することで路線の維持・拡大を図る必要がある。</p> <p>【事業の効果】町民等へ助成金を交付することにより、町民の首都圏移動の利便性の向上、また、町外からの観光客等の増加により地域経済の活性化に寄与する。</p> | 雄武町 | |
| (5) その他 | 武雄市児童交流事業 武雄市への児童派遣、武雄市からの児童受入 | 雄武町 | 雄武町 | |
| | | | | |
| | 建設技術職員養成奨学金貸付事業 修学資金の貸付 | 雄武町 | 雄武町 | |
| | | | | |
| | 移住促進対策事業 移住宅地の無償貸付・無償譲渡制度 地方創生移住支援事業、お試し暮らし事業 地域おこし協力隊の活用 おためし地域おこし協力隊制度 | 雄武町 | 雄武町 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 地域間交流推進事業 ふる郷ふれあい交流会の開催 武雄市・益子町・札幌雄武会・東京雄武会との交流 | 雄武町 | 雄武町 | |
| | | | | |
| | 雄武町民間賃貸住宅建設促進事業 民間賃貸住宅建設に対する補助 | 雄武町 | 雄武町 | |
| | 雄武町空家等対策事業 空家バンクの設置・運営 | 雄武町 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、オホーツク海に面した寒冷の気候と土地のほとんどが重粘土という土壤条件から畑作には向かず、酪農専業による自立経営農家の育成を志向して、昭和31年度に集約酪農地域の指定を受け、その後、広大な土地面積を有する有利性を生かし、寒冷地における農業経営基盤の確立に努め、町経済を支えてきた。また、近年、韃靼そばや種子用ばれいしょなど畑作物の生産も積極的に行われている。

農用地は、町内全域に散在し、地形は一部を除いて傾斜地が多い状況にあり、かんがい期間中は降水量が少なく干ばつ被害が頻発しているため、雄武ダムを建設しかんがい用水の確保を行っている。

農業経営面積は9,100haで、このうち牧草地が8,463haで全体の93%を占めている。これは、国・道・団体営事業による草地開発と大型農業機械の導入による近代化が促進されたことによるものであり、農家1戸当たりの経営耕地面積は116.67haとなり、経営規模別では20ha以上が77戸で全体の95%を占め、大型経営規模となっている。

令和元年の状況をみると、農業粗生産額は乳用牛が43億40百万円で全体で46億60百万円となる。また、人口ベースをみても家族を含む農家人口は431人と町全体人口の9.5%を占めており、農業は本町にとって極めて重要な産業となっている。

しかし、農業を取り巻く環境の変化の波は、本町にも例外なく押し寄せてきており、農業の生産構造の変化や担い手不足を背景に、後継者不在の農業者が目立ち、労働力に関しても少子化の進行や若年層の流出等により一層厳しい状況になってきている。

また、平成30年12月のTPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の発行に始まり、令和2年1月には日米貿易交渉が発行されており、農産物の輸入関税の撤廃若しくは大幅緩和が予測されるなど、今後の本町の農業に対する影響が懸念される。

こうした状況の中、本町の農業が今後とも地域社会・経済を支える基幹産業として発展していくためには、生産者自らが消費者のニーズや農業を取り巻く環境の変化を的確に把握し、積極的な農業経営に取り組んでいくことができる環境づくりを、生産者、関係機関、行政などが連携して総合的な対策を進めていくことが重要となってくる。

農業が本町の基幹産業として発展していくための環境づくりのため、国・北海道などの各種制度を有効に活用していくとともに、「雄武町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「雄武町酪農・肉用牛生産近代化計画」及び「畜産クラスター計画」に基づき、関係機関と一層の連携強化のもと、農地の区画拡大・集約化を行い、効率的な農業基盤の確立と生産性の向上や生産コストの削減等を図ることによって、

経営基盤の強化及び所得の向上に取り組むとともに、畜産物の品質向上、良質粗飼料の生産確保、家畜ふん尿の有効利用、搾乳ロボットの導入による作業の効率化、酪農ヘルパーやコントラクターなどの地域支援システムの活用、6次産業化や農福連携などの各種施策に取組み、さらに経営感覚に優れた担い手の育成、農業経営規模拡大への支援及び既存農家の後継者や新規就農者の確保に努め、農業者が安心して営農に取り組むことが出来る農村社会の実現を目指す必要がある。

イ 林業

本町の林業はトドマツ、カラマツを主体とした道北有数の豊富な森林資源に恵まれ、古くから本町の基幹産業の一翼を担ってきた。

森林面積は、47,351haで町総面積の74%を占めている。所有形態別では、道有林が33,347ha（構成比70%）、町有林2,749ha（構成比6%）私有林11,255ha（構成比24%）となっている。また、人工林、天然林面積は、人工林15,705ha、天然林31,125haとなっており、人工林率は、33%で育成途上にある若齢林が大部分を占め、適切な保育が必要な時期にある。天然林については、道有林の高齢級を主体とした択伐材が多く、一般民有林では中級林が大半である。

蓄積量は、道有林4,695千m³（構成比71%）、町有林418千m³（構成比6%）私有林1,466千m³（構成比23%）となっており、本町における林業形態は、ほとんどが道有林に依存している。

林業産出の動向は、戦後の大量伐採に伴う国産材の生産量の減少や、木材価格の低下を主たる要因として長期的に減少してきたが、近年は増加傾向で推移している。一方、林業従事者の減少や高齢化により、本町林業の活力の低下が懸念されている。

このため「雄武町森林整備計画」等を基本に、林道網等の生産基盤の計画的整備のもと、合理的、効率的な森林施業の展開を図り、地場産材の付加価値を高めるとともに、森林認証の認定、林業事業体の体质強化や従事者の確保、流通、加工体制の充実に努める必要がある。

また、森林は、これら木材の生産としての役割のほか、豊かな水やきれいな空気を育む「環境財」としての役割を有しており、町土の保全、水源の涵養、保健、休養機能など森林の持つ多面的な機能の有効活用を図っていく必要がある。

ウ 水産業

本町は、豊富な水産資源を誇るオホーツク海を漁場として、沿岸・沖合漁業を主体に有史以来、漁業の町として発展してきた。35kmに及ぶ海岸線には、第1種漁港1港、第2種漁港2港、第4種漁港1港を有し、100戸を超える漁家で漁業が営まれ、令和2年の水揚総量は約2.6万t、水揚総額は44億円となっている。

本町の漁業は、毎年1月から3月にかけては、オホーツク海が流氷に閉ざされるため、休漁を余儀なくされるが、海明けとともに、毛ガニ、ホタテ、タラバガニ、ウニ、タコ、カレイ、コンブ漁の最盛期を向え、秋には鮭、底建網漁へと続いている。

本町では、これまで水産物の生産・流通の拠点となる漁港整備を始め、資源管理型漁業やつくり育てる漁業を計画的に推進し、ホタテ漁業の生産拡大・安定化に向けた漁場造成、稚貝放流、漁場有害生物駆除対策を行うほか、ウニの増殖礁整備事業や、サケ・マスの増養殖事業を行うなど、基幹産業である漁業の発展を目指した各種施策を積極的に推進してきた。

しかし、漁業を取り巻く社会・経済情勢が依然として厳しい中で、多様化する水産物需要に対応するための資源管理や増養殖の推進に加え、自然災害への対応など、抱える課題は少なくなく、これらに対して積極的に対応していくことが求められている。

このためには、これまでの取組みを活かし、漁場の整備等、漁業生産・流通基盤の整備充実を引き続き計画的に進めながら「つくり育てる漁業の促進」を基調に、水産資源の保護・増大の一層の充実に努めるとともに、漁業と遊漁の調和による都市住民との交流の展開、快適な漁村生活環境の整備など、各種漁業関連機関、漁業者、行政が一体となった多面的な施策の推進が必要となっている。

一方、これらの漁業と連携した水産加工業については、16の経営体があり、約300人の従事者に加えて約200人を超す外国人技能実習生等により4万t以上の原料を加工し、取扱額は約110億円となっている。製品は冷凍品、塩蔵品等が主体となっており、地域経済の発展に大きく寄与している。

しかし、加工原料は大きく町外に依存していることや、労働人材の高齢化に伴う外国人材の確保が進み、労働コストが増加しているなど、体質的に不安定な要素があるほか、事業拡大に伴う水産廃棄物の増加や衛生上の問題によるHACCP対応といった問題を抱えている。また、多様化・高度化している消費者ニーズに則した加工品質の向上や新たな製品開発も重要な課題となっている。

このため、水産廃棄物処理コストの軽減などのランニングコスト削減に向けた施策のほか、HACCP対応施設整備の施策が必要である。

I 工業

工業の振興は、地域において経済面での貢献はもとより、若者の定住促進、就業機会の拡充など重要な役割を担っている。

本町の工業は、第一次産業と関連した地場資源活用型工業で、水産資源を利用した食糧製造業や広大な森林資源を利用した木材・木製品製造業を中心に発展し、現在は食糧製造業を中心に年間の製造品出荷額は約150億円となっている。

本町では、平成26年に「雄武町中小企業等振興助成条例」を制定し、この活用を図りながら、企業の振興に努めているが、従業者が少人数の小規模事業所が多く、景気の低迷や社会・経済動向に影響されやすいことや、若年層にとって魅力ある就業の場としては、まだまだ不十分なこと等の問題を抱えている。また、比較的豊かな資源に恵まれながらも、その資質が十分に活用されておらず、高次加工技術の研究・開発も大きな課題となっている。

このため、既存企業の体质強化や近代化を一層支援していくほか、産業開発支援機

能の充実に努め、多様な農林水産資源を生かした新製品、新産業の開発・育成など内発的な工業開発の促進とともに、農林水産業と連携した域内需要の獲得や新たな需要の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。

オ 商業

商業は人々に潤いある消費生活を提供するだけでなく、にぎわいの創出や都市的魅力の醸成など、活気に満ちたまちづくりの上でも重要な役割を担っている。本町の商業活動は、本町、幸町、栄町、錦町を中心に展開されており、年間販売額は50億円程度となっている。

また、全体的に小規模個人経営が大半を占める商業構造にあって、高齢化や後継者不足、近隣への大型店進出による購買力の町外流出等問題を抱えており、商業を取り巻く環境は厳しく、将来を見据えた積極的な対応が必要となっている。

このような状況から、本町では商工会等を中心に、商店街に隣接した広場での夏祭り開催や、「空き店舗活用事業」により商店街の空き店舗に高齢者のふれあいサロンやチャレンジショップを開設するなど、にぎわいの場を創出する各種の商業活性化を推進しているほか、令和元年からは「雄武町小規模企業創業支援助成金制度」を設け、新たに雄武町で創業する事業者への支援を行っている。

さらに大通り商店街については、人々が集うにぎわいの場や生活や文化に関わる情報提供の場として積極的な活用と機能の充実を促していく必要があるほか、消費者ニーズの高度化、多様化や商業環境の変化に対応できるよう、商店個々の近代化、サービスの向上による商店街における購買意欲喚起への取組みを図ることも必要である。

カ 観光

本町は、雄大で美しい大自然が残されたオホーツク沿岸の町であり、オホーツクラインの中間点として広域観光ルートの重要な位置にあるとともに、オホーツク海を一望できる「日の出岬」を始め、「宮の森公園」「神門の滝」「ピヤシリ湿原」など、自然と一体となった観光資源を有している。特に日の出岬一帯は、オホーツク海を見ながら、雄武の味覚と温泉が楽しめる「ホテル日の出岬」を始め、全面ガラス張りでオホーツク海を一望できる展望台「ラ・ルーナ」、キャンプ場など特色ある施設が整備されており、観光客の人気を集めている。

また、全道的に知られる「雄武町産業観光まつり」や「おうむの宝“うまいもん”まつり」などの特色あるイベントが開催されている。

しかし、このような数多くの観光資源も年間を通じて、多くの人々を誘引する観光・レクリエーション基盤としての活用は十分とはいえず、これらの資源の一層の活用や魅力化が求められている。

このため「ホテル日の出岬」のある沢木地区一帯を本町はもとより広域的な観光の拠点として位置づけ、地域が有する観光資源のコンテンツ化による情報発信、滞在型・体験型観光メニューの提供、各種イベント・祭りの充実、観光協会の組織強化及び異

業種間の連携、特産品等の開発に努め、個性的で魅力ある滞在・体験型の観光・レクリエーション地の形成を目指す必要があることから、これらの問題を整理し本町の課題を明らかにするため、平成 30 年度に雄武町観光マスターplanを策定し、観光政策の振興を図っている。

また、オホーツク紋別空港利用者への航空運賃助成により、旅行会社並びに複数市町村や圏域での連携を進め、首都圏からの旅行客の需要を喚起し、観光客のさらなる獲得を図ることも課題である。

(2) その対策

ア 農業

草地の開発整備を始め、畑地かんがいや草地更新など土地利用の基盤整備を円滑に推進し、農業生産基盤の充実に努める。また、安全で安定した営農用水の確保のため、施設の整備充実を図る。

土地基盤整備等を総合的に展開する中で、低位生産草地の改良や適正な肥培管理による植生改善を進め、良質な粗飼料の増収生産による自給率の向上を目指す。さらに、コントラクターの利用による外部労働力の活用などにより作業の効率化を図る。

酪農については、乳量の増加と乳質の向上に力点を置き、雌雄判別精液の活用や科学的データの活用による牛群資質の向上を促進するとともに、低金利借入や搾乳ロボットを導入し、ゆとりある酪農経営に努める。

肉用牛については、輸入牛肉との差別化を基本に、飼料の合理化生産給与や生産費の低減、導入牛の厳選、事故牛の低減を図るほか、飼育一貫生産を促進し、経営の安定化を図る。

家畜ふん尿対策については、近年、家族経営の規模拡大や協業法人の設立などにより乳牛頭数が増加しており、現在、顕在化してはいないが、近い将来、家畜ふん尿の不十分な処理、未熟堆肥の散布による悪臭問題や河川環境汚染などの環境問題が地域課題になることが予想されることから、家畜ふん尿処理対策を町の最重要課題と位置付け、バイオガスプラントの導入に向けて調査・検討を進める。

経営感覚に優れた担い手を育成するため、関係機関と連携をとりながら、経営指導や技術指導の強化を図りつつ、農業経営規模拡大についても支援していく。また、令和 3 年度から稼働する研修牧場を活用した新規就農対策に積極的に取り組むとともに、酪農ヘルパー制度やコントラクターなどの地域支援システムの充実を図る。さらに、農業の 6 次産業化や農福連携を目指す。

また、韁靼そばや種子用ばれいしょなどの畑作を推進するとともに、農業の 6 次産業化も推進していく。

大規模で生産性の高いほ場を整備し、コントラクターを導入して効率的に良質な粗飼料を確保するとともに、畜産クラスター計画に基づき関係者が一体となって適切な衛生・繁殖管理を進め、また、農業の担い手の住宅整備や新規就農者の育成、農業の

経営規模拡大など、本町の農業を総合的に整備するため、「国営緊急農地再編整備事業（雄武丘陵地区）」の計画的な推進を図る。

イ 林業

森林資源の培養と生産力の増強を図るため、天然林更新・天然林未立木地帯の造林・低位天然林の人工林化を促進する。

平成30年度に創設された森林環境譲与税（令和元年度から譲与）等を活用し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を図る。

適切な森林管理と集約的な森林施業を推進するため、基幹林道の整備と施業に密着した林道網の整備を促進する。

森林保全のため、復旧、予防治山事業を始め、防風林・保安林改良事業を促進する。

森林従事者に対する奨励金の支給により、就労条件の改善を推進するとともに、北海道森林整備担い手支援センターと連携し、新規参入の促進や技術力向上の支援に努める。

また、林業事業体の中心となる森林組合について、機械装備・施設の充実や経営基盤の強化等を支援し、体质の強化を図る。

道有林資源の効率的運用により、地域の立地特性に即した林産工業の育成強化と木材高次加工体制の整備を図るとともに、流通体制の充実に努める。また、森林認証の取得を進め、地域材のブランド化、地材地消による地場産材の利用促進を図る。

森林資源や自然環境・景観の保全に留意しながら、自然体験、レクリエーション、森林浴の場としての活用を図る。

また、町民の緑化意識の高揚を図るための「みどりと親しむ町民のつどい」等、子どもを始めとするすべての人が豊かな心を育める取組みである「木育活動」を推進する。

ウ 水産業

将来的な利用形態を勘案しながら、漁港及び関連施設の整備を促進するとともに周辺の環境整備を図る。

ホタテ漁業について、一層の生産の拡大・安定化を目指し、漁場の造成や稚貝の放流、中間育成を促進し、資源増大と自賄体制を強化する。また、サケ、マス資源の増大を目指し、施設の効果的な活用を促進しながら、増養殖事業の必要な支援に努めるとともに、上流域での植樹活動による水資源の保全を図り、回帰率の向上に努める。さらに、なまこ等についても計画的な増殖場や漁場の造成を促進し、より一層の資源管理型漁業の促進を図る。

町内外の消費者との交流、観光との連携という視点に立ち、漁業者の理解と協力を得ながら、レジャーを目的とした遊漁船の受入れが出来るよう漁港の解放に努める。

加工原魚の確保・安定を図り、さらに水産廃棄物処理コストの軽減による加工コストの低減のほか、HACCP 対応施設の整備を促進する。

エ 工業

運転資金、設備資金等の拡充強化や各種融資制度の有効活用を促すとともに、商工会等と連携して経営情報の提供活動や経営指導活動の強化等に努め、既存企業の基盤強化を図る。

同業種・異業種の企業間交流や研修・情報提供の場の充実など、産業開発支援機能の整備を図り、起業家の発掘・養成や新産業づくり、ソーシャルビジネスの展開、特產品づくりを促進する。

オ 商業

大通り商店街について、道の駅周辺施設の積極的な活用や計画的な機能充実を促進し、魅力あるにぎわい拠点の形成を誘導する。

消費者ニーズの動向や大型店の進出等に対応できる近代的経営やサービスの向上、魅力ある店舗づくりに向けて学習・研修機会の充実を図る。

また、中小企業貸付制度や国・北海道等の商業関連融資制度の周知と活用による経営の安定化を促すとともに、消費者へのサービス向上のために導入したポイントカードシステムを促進する。

商工会の組織体制の強化を促していくとともに、経営相談・指導、企業診断、情報提供活動、また、商工会青年・女性部の組織の強化による後継者の育成など商業活性化のための多面的な活動を支援する。

商店のPR等と合わせ、プレミアム商品券の発行など、消費者の地元での購入意識の高揚につとめ、地元購買力の向上を図る。

移動手段を持たない高齢者等、いわゆる「買い物弱者」に対して、商工会が行う移動販売事業を支援する。

観光を始めとした農林水産業との連携のもと、地場産品を活用した特産品の開発・販売や新たなイベント戦略の展開等に努める。

カ 観光

オホーツク温泉「ホテル日の出岬」を滞在型観光の核として、その積極的な活用に努めるとともに同地域一帯の総合的な整備を進め、魅力あふれる滞在型・体験型観光・レクリエーション拠点ゾーンの形成を図る。

「雄武町産業観光まつり」「おうむの宝“うまいもん”まつり」等のイベントの充実や既存観光・レクリエーション資源の一層の魅力化及び活用を図る。

関係機関や周辺市町村との連携のもとに行われている圏域での観光・交流ゾーンの形成や観光資源のネットワーク化による広域観光の促進を図る。また、オホーツク紋別空港利用者に対する航空運賃を助成することにより、首都圏からの旅行客の需要を喚起し、観光客のさらなる拡大を図る。

多様な観光パンフレットの作成、観光情報誌やマスコミの積極的活用、ホームページ、各種SNSを始めとする情報通信基盤の活用によって本町の観光・レクリエーション

ンについてコンテンツ化し、情報発信やPR活動の強化を図る。

水産業を始め、農業、林業、商業などと連携を図り観光農林漁業の展開や多様な地場産品を活かした魅力ある特産品、土産品、郷土料理等の開発に努める。また、観光協会の組織強化により、本町の観光の担い手としての組織の能力向上を図る。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|---|-----------|----|
| 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 農業 | 農業経営改善等対策事業 雌子牛の飼養に要する費用の助成 | 雄武町 | |
| | | 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業） 草地整備、草地造成、暗渠排水 | 雄武町 | |
| | | 国営緊急農地再編整備事業 受益面積 3,663ha、受益戸数 48戸 工事内容：整地工、暗渠工、除礫工 換地計画：3,490ha | 雄武町 | |
| | 林業 | 町有林整備事業 間伐、更新伐、造林、下刈 | 雄武町 | |
| | | 未来につなぐ森づくり推進事業 無立木地等への人工造林に対する補助 人工造林 350ha | 民間 | |
| | | 野ねずみ駆除事業 町有林に対する殺鼠剤の空中散布 私有林に対する殺鼠剤の空中散布に対する補助 | 雄武町 民間 | |
| | | 認証林を育む森づくり促進事業 伐採跡地、未立木地への認証林造林に対する補助 認証林造林 350ha | 雄武町 | |
| | | 林地台帳整備事業 GISシステム保守、クラウドシステム接続負担金 | 雄武町 | |
| | | 森林環境譲与税活用事業 基金積立管理事業、活用事業 | 雄武町 | |
| | | 生活環境保全林維持管理事業 敷地内刈払い等 8.48ha | 雄武町 | |
| | | 林道維持管理事業 路肩草刈、排水清掃、枝落し等 | 雄武町 | |
| | 水産業 | 水産環境整備事業 増養殖施設（囲い礁）の整備 | 北海道 | |
| | | なまこ増養殖事業 なまこの増養殖 | 民間 | |
| | (2) 漁港施設 | 沢木地区（沢木漁港）水産流通基盤整備事業 外防波堤（新設）、第3外防波堤（新設） 北防波堤（新設）、北護岸（新設）、 -4.0m岸壁（新設）、道路（新設）、用地（新設） | 北海道 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|------------------|---|------|----|
| 産業の振興 | (2) 漁港施設 | 水産物供給基盤機能保全事業 雄武漁港 清浄海水供給施設 | 北海道 | |
| | | 幌内地区（幌内漁港）水產生産基盤整備事業 -4.0m航路（新設）、-3.5m泊地（新設） | 北海道 | |
| | (6) 起業の促進 | 勤労者雇用促進事業 西紋別地域通年雇用促進支援議協会への負担金 冬季就労対策事業（除雪業務） | 雄武町 | |
| | (7) 商業 | | | |
| | その他 | 中小企業等振興事業 中小企業振興資金の融資あっせん 融資に係る利子補給（100%、3カ年） 融資に係る保証料補給（50%、借入時） 中小企業施設新設等事業助成（1/3） 中小企業施設改修事業助成（1/3） 特産物等研究開発事業助成（3/10） | 雄武町 | |
| | | 商業活性化推進事業 プレミアム商品券発行事業に対する補助 | 雄武町 | |
| | | 小規模事業者創業支援事業 創業支援金の助成（開業支援、経営支援） | 雄武町 | |
| | | 地域の拠点における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業 事業実施に係る補助 | 雄武町 | |
| | | 空き店舗活用事業 空き店舗活用に対する運営費補助 | 雄武町 | |
| | (9) 観光又はレクリエーション | ホテル日の出岬施設整備事業 施設の維持・整備 | 雄武町 | |
| | | ふるさと夏まつり盆踊り大会補助事業 夏まつり開催に係る運営補助 | 雄武町 | |
| | | 産業観光まつり運営助成事業 実行委員会に対する助成 | 雄武町 | |
| | | 観光協会運営助成事業 雄武町観光協会への運営費助成 | 雄武町 | |
| | | 観光PR事業 観光パンフレット作製、観光PR&物産販売支援事業 雄武町公認キャラクターを活用したPR活動費 特產品PR用品購入、観光ニーズ調査 | 雄武町 | |
| | | サンライズ王国運営助成事業 サンライズ王国に対する助成 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------------|--|------|----|
| 産業の振興 | (9) 観光又はレクリエーション | 新イベント研究事業 新イベント開催に向けた企画 コンサルティング業者を活用した調査・研究の検討 新イベントの開催 | 雄武町 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 第1次産業 | | 酪農ヘルパー制度強化推進事業 ヘルパー利用事業への助成 【事業の必要性】農業経営者の育成・確保には、労働時間を他産業従事者並に抑制する必要があり、農休日等を設定し快適でゆとりのある環境整備を図るため、専任ヘルパーの確保を行う必要がある。 【事業の効果】酪農ヘルパー制度の充実により、緊急時における労働力や農休日が確保され、安定した農業経営が図られる。 | 雄武町 | |
| | | 新規就農者支援事業 新規就農者に対する支援、認定農業者制度の推進、 北才ホーツク担い手対策協議会への支援・連携強化 【事業の必要性】本町の区域内において新たに農業を営み、本町の産業振興に寄与するものに対し奨励金等の援助を行い、新規就農者の誘致促進を図る必要がある。 【事業の効果】後継者不足による離農跡地に新規就農者を就農させることにより、農地の荒廃や耕作放棄地の発生を防止することができるとともに、酪農業の活性化が図られる。 | 雄武町 | |
| | | 農業生産規模拡大促進事業 協業法人設立に対する支援 経営規模拡大に対する支援 【事業の必要性】雄武地域畜産クラスター計画に定める目標を達成するため、家族経営及び法人の規模拡大に対し支援するとともに、協業法人の設立促進を図ることで地域の生産基盤の維持・拡大を図る必要がある。 【事業の効果】地域における生産基盤の維持・拡大及び農業生産額の維持・増大が図られる。 | 雄武町 | |
| | | 基幹水利施設管理事業 雄武ダム（点検整備費、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費、電力料、修繕費） 【事業の必要性】大規模で公共性の高い基幹水利施設（雄武ダム）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる必要がある。 【事業の効果】適切な維持管理を行うことにより、受益者へ安定した用水供給が行われるとともに、各種機器の長寿命化が図られる。 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|------------------|---|------|----|
| 産業の振興 | 第1次産業 | <p>農地整備事業（公共牧場草地更新事業） 草地更新等（草地整備、草地造成）</p> <p>【事業の必要性】公共牧場については10年以上草地更新が行われていない状況にあり、土壤や植生の悪化が著しいため、草地更新による牧草の収量増加及び品質の向上を行う必要がある。</p> <p>【事業の効果】栄養価の高い牧草を安定的に生産することで飼料の買い付けが抑制され、事業の振興が図られる。</p> | 雄武町 | |
| | | <p>ほたて漁場有害生物駆除対策事業 漁場造成、ヒトデ籠捕獲</p> <p>【事業の必要性】ヒトデの捕獲によりほたて成貝の食害被害を抑制させ、ほたて漁業の生産増大が図られる。</p> <p>【事業の効果】事業実施に伴い、ヒトデが減少傾向にあり、ほたての生産量が上がっている。</p> | 民間 | |
| | | <p>ほたて漁場貝殻散布事業 雄武海域の海底は、細砂の底質が多く下場が柔らかいことから、八尺の爪が届かず漁獲効率を下げているため、稚貝放流前に貝殻を散布することで、海底を漁獲に優位な状態にする。</p> <p>【事業の必要性】貝殻を散布することにより、バラス場に似た下場の固い環境が形成され、壊れ貝発生の減少及び漁獲効率の向上が見込まれ、ほたて漁業の生産増大が図られる。</p> <p>【事業の効果】漁場への貝殻散布により、漁場の底質改善が図られている。</p> | 民間 | |
| | (11) その他 | 利子補給補助事業 貸付資金に係る利子補給 | 雄武町 | |
| | | 畑作構造転換事業 畑作構造転換事業補助金の交付 | 雄武町 | |
| | | 環境保全型農業直接支払制度 環境保全型農業直接支払交付金の交付 | 雄武町 | |
| | | 畜産指導者育成事業 畜産指導者会議の開催 | 雄武町 | |
| | | 中山間地域等直接支払制度 中山間地域等直接支払交付金の交付等 | 雄武町 | |
| | | 農畜産物を活用した食品の開発調査推進事業 製品開発の取組み支援、関係機関との連携 | 雄武町 | |
| | | 多面的機能支払制度 多面的機能支払交付金の交付 | 雄武町 | |
| | | 森林整備推進事業 除間伐、下刈事業に対する補助 | 民間 | |
| | | 森林整備担い手対策推進事業 奨励金支給に係る負担金の支出 | 民間 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|------------------|--|------|----|
| 産業の振興 | (11) その他 | 林業担い手対策事業 振動障害検診に対する助成 | 民間 | |
| | | 森林認証取得管理事業 町有林の森林認証取得及び管理審査 | 雄武町 | |
| | | みどりと親しむ町民のつどい 育樹祭の開催、過年度植樹祭会場下刈 樹木薬剤散布 | 雄武町 | |
| | | 有害鳥獣捕獲事業 有害鳥獣捕獲 | 雄武町 | |
| | | 新規狩猟者確保対策事業 狩猟免許及び銃砲所持許可新規取得者への助成 | 雄武町 | |
| | | 獵友会雄武部会運営補助金 運営補助金の交付 | 雄武町 | |

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は次のとおりとする。

なお、産業振興の促進にあたっては関係団体や周辺市町村等との連携を図る。

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|-------------------------------|------------------------|----|
| 雄武町全域 | 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 情報サービス業等 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 通信

情報通信技術の飛躍的な発展により、電話・テレビだけでなく、インターネットなど各種の新しい通信機器が普及し、産業経済の発展に大きく寄与するとともに、人々の生活も大きく変化させている。

本町における電話・テレビについては、ほぼ全戸に普及しており、インターネットについては、町内全居住域に光ファイバー網が整備されている。しかし、町内には、携帯電話不通の地域も点在していることから、対策が必要となっている。

イ 情報化

本町では、これまで町広報紙「広報おうむ」を中心に町公式ホームページを活用して、行政情報の提供を行い、町内におけるOA化の推進に努めてきたが、近年、町民ニーズは、一層多様化、高度化し、幅広い分野において多種・多様な情報を求める傾向が強まっており、地域情報化への期待は高まっている。

このような状況の中、今後は、本町にふさわしい地域情報化について研究推進に努めるとともに、情報化社会に対応できる人材の育成を図る必要がある。

(2) その対策

ア 通信

地域住民生活の向上のため、既存システムの活用を図るとともに、地域の実情に即した各種情報システムの整備に努める。

また、携帯電話等の不感地域の解消などの整備を関係機関に働きかける。

イ 情報化

情報の発信に大きな役割を果たしているホームページ等の内容の充実を図る。

また、地域情報化に向けて本町に必要となる情報通信基盤や町民生活の向上、町経済の活性化、行政運営の効率的に寄与する活用のあり方についての検討を進める。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------|---|------|----|
| 地域における 情報化 | (3) その他 | 光通信設備等運営事業 光ブロードバンドの環境整備 ブロードバンドサービスの提供 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------|---------------------|------|----|
| 地域における 情報化 | (3) その他 | 町広報紙発行事業 町広報紙の発行 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町の道路網は、国道1路線、道道5路線（主要道道3路線・一般道道2路線）、町道231路線及び林道等で構成されており、海岸線と平行して南北に走る一般国道238号を骨格に、これを補完する町道等が放射線状に走る構造となっている。

国道及び道道については、概ね整備が完了しているが、国道の防雪対策事業の整備促進及び主要道道美深雄武線の一部拡幅工事の早期完成が望まれる。

町道については、改良率80.6%、舗装率60.2%となっており、幹線を中心にその計画的な改良・舗装及び橋梁の修繕が課題となっている。さらに林道などについても産業振興や安全性・利便性の向上を目指した計画的な整備充実が必要である。今後はこのような現状を踏まえ、長期的展望のもと、幹線道路から各集落内の生活道路に至るまで、町内道路網の体系的な整備や老朽化施設の長寿命化に取り組むとともに、美しいうるおいのある道路づくり、冬季間の安全性の確保等に努めることが必要である。

イ 交通機関

本町の公共交通機関としては、民間会社2社のバス路線があり、北紋バス5往復、宗谷バス2往復で運行し、町民生活の重要な足として欠くことのできない交通手段となっている。

しかし、町民ニーズに比して便数が少ないとことや、乗り継ぎの際に待ち時間が長いこと等の問題がみられることもあることから、その充実及び利便性の向上を関係機関に働きかけていくとともに、新たな地域の交通ネットワークについても検討する必要がある。

また、本町と首都圏を結ぶ交通機関としてオホーツク紋別空港があるが、路線存続のため、利用の促進と利便性の向上が求められている。

(2) その対策

ア 道路

安全かつ円滑な広域交通を確保するための国道の防雪対策及び主要道道美深雄武線の一部拡幅工事の早期完成を図る。

国道・道道との連携や機能分担、各種拠点施設へのアクセスの向上、集落間の連携強化等に配慮しながら、幹線町道を中心に改良、舗装、新設及び橋梁の修繕を順次計画的に進めていくほか、建設機械の確保と活用等を通じて維持補修の充実を図る。

重要な産業道路として、林道の整備を計画的に進め、林業生産基盤の充実及び利便性の向上を図る。

安全な通行を確保するため、今後の老朽化や機能低下に則して、国道・道道・町道における整備と橋梁の長寿命化を図る。

道路網の整備にあたっては、交通安全施設の設置や道路側溝の整備、花とみどりあふれる沿道景観づくりに努める。

民間委託による除雪及び町民の協力のもと、除雪態勢の充実を図るとともに防雪柵の設置により、冬季交通の確保に努める。

イ 交通機関

唯一の公共的な町民の足であるバス路線確保のため、運営費に対する所要の助成措置を行うとともに、乗り継ぎ時間の短縮など、バス路線の充実及び利便性の向上を関係機関に働きかける。

また、新たな地域の交通ネットワークについても検討していく。

さらに、オホーツク紋別空港の利用促進を図るとともに利便性向上を関係機関に働きかける。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|------------------|---|------|----|
| 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 | | | |
| | 道路 | 除雪事業 除雪・排雪の実施 | 雄武町 | |
| | | 町道等維持管理事業 町内小工事、管路清掃、砂利敷、路面整正 路面清掃、防雪柵設置、区画線塗装、樹木剪定 | 雄武町 | |
| | | 町道等除草作業他環境保全事業 L=36.9km | 雄武町 | |
| | | 町道整備事業 元沢木海岸線 L=351.41m、幸町(農協横) L=50m 日の出仲地区通路実測調査設計 L=100m 日の出仲地区通路 L=100m、 新日の出地区通路実測調査設計 L=180m 新日の出地区通路 L=180m | 雄武町 | |
| | | 町道舗装整備事業 沢木2号線 L=880m、栄丘1号線 L=400m 栄丘4号線 L=400m | 雄武町 | |
| | | 町道改修事業 実測調査設計、用地測量、改修工事 | 雄武町 | |
| | | 町道歩道改修事業 改修工事 L=410m | 雄武町 | |
| | | 町道排水改修事業 側溝整備 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|--------------|-----------------------------------|------|----|
| 交通施設の整備、交通手段の確保 | 道路 | 道路ストック総点検事業 舗装補修、道路附属物点検・設計・工事 | 雄武町 | |
| | | 道路ストック総点検事業 護岸補修外 1式 | 雄武町 | |
| | | 町道防護柵改修事業 防護柵改修 L=118m | 雄武町 | |
| | | 雄武町都市対策事業 ポンオコツナイ線道路整備 | 雄武町 | |
| | 橋りょう | 町道橋修繕事業 橋梁補修設計、橋梁補修工事、橋梁点検 | 雄武町 | |
| | その他 | 道路台帳補正更新事業 L=3.58km | 雄武町 | |
| | | 災害対策資材購入事業 土のう袋ほか | 雄武町 | |
| | (8) 道路整備機械等 | 建設機械整備事業 除雪ドーザ 1台 | 雄武町 | |
| | (10) その他 | 生活交通路線維持確保事業 バス事業者への運行経費補助 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア ごみ処理

生活様式の多様化を背景に、排出されるごみの量が増大する中、現在、本町においては、生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみの5種に分別し、生ごみ、燃やせるごみについては週2回、燃やせないごみ、資源ごみについても週1回、民間委託によりステーション方式で収集している。処理については、焼却処理場がダイオキシン問題で休止していることから、燃やせるごみ、燃やせないごみとともに、埋立て処分をしている。また、資源ごみについては、売却又は廃棄処理を委託している。

本町では、広報紙・パンフレット・町公式ホームページ等を通じて分別や減量化に対する啓発に努めており、平成15年からの有料化を導入したことに伴い、一時的な減量効果はみられたものの、さらなる減量施策を推進する必要があり、排出されるごみの資源化等に向けて、今後もさらに広報や啓発に努め、分別処理等に対する町民の理解と協力を得ることが不可欠である。

イ し尿処理

し尿については、昭和50年に本町を含めた西紋5市町村で設立した西紋地区環境衛生施設組合の処理施設で処理されていたが、老朽化等に伴い、令和3年度からは、雄武浄化センター処理施設で、興部町、西興部村、雄武町の3町村のし尿処理を行っており、老朽化している西紋別地区環境衛生施設組合の処理施設は、今後、解体を予定している。

公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置に対しては町の補助制度を制定しているが、未設置箇所の解消が課題となっている。

ウ 住宅と宅地

本町の住居専用住宅の新築状況は、ここ数年、年間8~9戸あり、町民の持ち家意向意識は衰えていないことを示している。

低所得者に対する住宅難解消を図るため、公営住宅は昭和25年から建設を進め、現在の管理戸数は12団地275戸であり、公営住宅が町民生活の安定と福祉の向上に果たしている役割は大きい。

しかし、公営住宅における生活水準の向上に伴う質的充実、老朽化に対応するための整備等が課題となっている。

エ 上水道

本町の上水道は、雄武地区・沢木地区・幌内地区に浄水場を有し、3つの簡易水道

事業として、それぞれ認可を取得し供給していたが、平成 23 年度の変更認可により、雄武町簡易水道事業として、1 つに統合したところである。経年により老朽化した施設の更新や改修を計画的に進め、引き続き安心・安全かつ安定給水に努めていく必要がある。

オ 下水道

美しい自然環境と快適な居住環境を確保するため、下水道の整備は重要な課題となつている。

本町では、平成 3 年から雄武・魚田地区において全体計画面積 182ha、計画人口 4,700 人で公共下水道事業に着手しており、平成 8 年 3 月には市街地中心部の一部 32ha の供用を開始し、平成 22 年に全体計画面積を 221 ha に変更し、現在は 173ha まで整備済みである。

下水道事業は長期にわたる年月と多大な経費を必要とするが、引き続き公共下水道事業の計画的な推進を図ることが必要である。

カ 交通安全

統計的には事故発生件数の低減が図られているが、本町では、交通安全関係機関・団体等との連携のもと、幼児から高齢者まで各世代に応じた交通安全教室や町民交通安全の集いなど、町民と一緒にとなった効果的な啓発事業を展開し、こうした活動を担う交通指導員の確保、交通安全団体の活性化に努める必要がある。

今後もさらに多くの機会をとらえて町民一人ひとりの交通安全意識の啓発を一層推進するとともに、交通安全標識の設置要望にも努め、交通事故のないまちづくりの推進に努める必要がある。

キ 環境問題

町民が健康で快適な生活環境を確保することが必要であり、公害の未然防止や環境問題へ適切に対応するため町民や各種団体・事業者、行政が環境問題の重要性を強く認識し、それが役割を果たすことによって、新しい時代に対応した循環型社会を形成していくことが求められている。

ク 消防

本町の消防体制は、常備消防として昭和 48 年に西紋 5 市町村で設立した紋別地区消防組合の雄武支署職員（定員 17 名）が配置されているほか、非常備消防として 3 分団制（定員 110 名）で構成されている雄武消防団が組織されている。

常備消防においては、災害に対する町民の多様なニーズに対応するため、若い職員の資質・能力向上を図り、消防・救急救助活動の高度化などに対応できる技術を習得するとともに、事故発生後の高度な応急処置による救命率向上のため、救急救命士の技術向上や、多くの町民に対して救急講習会を実施して、応急手当の普及を図ってい

く必要があるが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、講習会や各種研修会が開催できない状態が現況である。

非常備消防においては、人口減少や高齢化が進行し、消防団員確保が困難な状況であるため、入団促進を推進するとともに、今後想定される地震や災害等への対応の必要性を踏まえ、施設・設備・機械器具など計画的に更新し、各種災害に迅速的確に対応するため、最新鋭の装備及び資機材の整備充実が求められている。

また、平成 26 年度に整備した消防救急デジタル無線についても継続して整備し、老朽化に伴う更新など、安定した防災情報通信体制の充実が求められている。

ケ 防災

大規模地震や記録的な豪雨災害が毎年のように全国各地で発生しており、いつ起ころか予想できない災害に対しては、いかに被害を最小限にとどめるかという「減災」の視点に加え、感染症流行下での災害対策をどうするのかといった視点も大変重要であり、このためには町民が各自で災害に備える「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公的機関が行う「公助」について、それぞれが役割を認識し、機能し合うことが極めて重要である。

コ 都市計画・街路

本町では、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、昭和 27 年に雄武地区の中心市街地等が都市計画区域として指定され、昭和 59 年には現在の指定面積 555.4ha に拡大されている。また同年に、この内の 151.7ha が用途地域に指定され、昭和 60 年の 157.7ha への拡大を経て、平成 7 年には都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴う新用途地域が決定し、さらに 191.7ha と拡大し、今日に至っている。

都市計画街路は、本町の道路延長 271.4 km のうち、昭和 32 年山手通（国道）を中心に 10 路線、延長 15.37 km の決定を受け現在に至っており、舗装率は簡易舗装を含めて 72.5% となっている。本町の交通体系は、国道を主要幹線道路と位置付け、海岸沿いの産業交通からなる道路体系にある。

市街地の通行車両の増加に伴う安全交通の確保のため、国道拡幅事業が進められたが、今後の交通動向を勘案しながら地域交通体系を確立していく必要がある。

サ 河川

道管理河川は、幌内川、雄武川、当沸川、ナップロナイ川、下幌内川、イソサム川の 6 河川と、平成 19 年度に 2 級河川に昇格したオコツナイ川及びポンオコツナイ川を合わせた 8 河川があり、局部改良や改修、災害復旧事業などにより整備され、治水対策に大きな役割を果たしており、今後は、施設の適切な管理が必要である。

町管理河川は、104 河川で総延長が 487.4 km あり、治水対策のための局部改良事業などによる適切な管理が必要である。

シ 緑化

緑と花のふれあいに安らぎを求める生活環境の創造は重要な課題であり、自然環境や人工的環境を問わず社会的指向に対応した開発と自然の調和が必要である。

幸い本町は、美しい自然環境に恵まれているが、市街地及びその周辺における緑の減少が懸念されており、道路の清掃美化や緑化、花いっぱい活動を行い、美しい景観の道づくりを目的とした町民参加による「きらめき我が町」事業を通じて緑化の推進を図っている。

ス 公園・緑地

本町には、現在、「宮の森公園」を始めとする都市計画公園が4か所あるほか、各地域に児童遊園地が設置されている。また、「雄武町都市計画マスターplan」に基づいて公園・緑地系ゾーンの形成が進められ、既に「風の丘公園」や「健康の森」「ふるさと100メモリアル広場」が整備されている。

今後とも、本町の地域資源を活かした特色ある公園・緑地の整備を進め、町民の身近な運動・レクリエーション・休養の場として、また児童の健全な遊び場として快適な生活環境の確保を図る必要がある。

(2) その対策

ア ごみ処理

ごみの収集・処理が円滑に行われるよう、町民の意識啓発に努めるとともに、収集運搬体制の維持確保のため、老朽化した廃棄物処理車両の更新、資源ごみの分別保管庫の整備検討を進める。また、生ごみについては、町内の農業法人への処理委託に移行し、堆肥化による町内循環型の処理に切り替えるほか、最終処分場における埋立てごみの減量化対策の一つとして、搬入されるごみの種類に応じた有効な処理方法として、西紋別地区広域ごみ処理センターへの一部搬出処理に向けて、衛生施設組合構成市町村と具体的な協議を進め、最終処分場のさらなる延命化を推進し、ごみ減量化に向けて町民意識の高揚に努める。

イ し尿処理

老朽化した西紋別地区環境衛生施設組合の処理施設は、令和3年度において解体実施設計業務に対する負担金を予算計上しており、令和4年度または令和5年度において解体事業負担金の予算計上を予定している。

公共下水道区域外における合併処理浄化槽の未設置箇所の解消については、未設置者に対するアンケートを実施しており、分析結果を活用し未設置解消に努めていく。

ウ 住宅と宅地

「雄武町住生活基本計画」に基づき、高齢者や障がい者向け住宅など福祉的視点や

質の向上といった視点を取り入れ、町営住宅の整備充実を図る。

エ 上水道

老朽化した配水管・送水管及び浄水場施設の更新や改修を計画的に行うとともに、水道施設の維持管理の充実を図り、安定給水に努める。

オ 下水道

下水道施設の維持管理の充実を図るとともに、老朽化した管渠施設及び処理場施設の改築更新を推進し、美しい自然環境と快適な居住環境を確保に努める。

カ 交通安全

交通安全関係機関・団体等との連携のもと、保育所、学校、地域社会などあらゆる機会をとらえて、町民一人ひとりに対する交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全に関わる行事や広報活動の充実を推進する。特に交通弱者といわれる子どもや高齢者等を対象とした啓発活動を継続するとともに、活動を担う交通指導員を積極的に募集し、交通安全団体の活性化に努めることにより交通事故のないまちづくりを推進する。

キ 環境問題

産業形態の多種多様化により水質汚濁など環境悪化に関する要因が潜在していることから、町民や各種団体、事業者等に対し環境問題の重要性を啓発するとともに、関係機関の協力のもと日常監視体制の強化を図る。

ク 消防

消防力の充実・強化を図るため、常備消防においては、町民が安心安全な生活を送るため消防職員への研修・訓練を行い、組織のレベル向上を図るほか、消防水利、消防施設、資機材を充実強化し、消防庁舎機能の見直しを行い、整備計画を基本として総合計画による整備や更新を図る。

消防救急デジタル無線についても継続して整備することで、総合的な消防力の整備充実が図られる。

町民に対する救急講習会の開催については、新型コロナウイルス感染対策を講じて実施することで、救命率向上を図る。

非常備消防団員の確保については、若い世代への啓発活動を行うとともに、消防団の組織の充実を図るために消防団の再編成について検討を図る。

ケ 防災

災害に強い町づくりを推進するためには、「雄武町地域防災計画」を地域の実情に合わせて更新を進め、総合的な防災対策を確立する必要があるため、国や北海道、自衛隊、気象台、警察及び消防などの関係機関とで組織する地域防災会議において、計

画本体の見直しのほか、避難所運営マニュアルやBCP（業務継続計画）など、実効的な計画づくりに努めるとともに、ハード面では災害備蓄計画に基づき災害備蓄倉庫の整備を進める。

町民が各自で災害に備える「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公的機関が行う「公助」について、それぞれが役割を認識し、機能し合うことが重要であることから、防災訓練などの機会を通じて避難行動体験や知識習得の場を設けるとともに、自治会に対しては自主防災組織の設置を推進する。

コ 都市計画・街路

宅地開発の動向・都市施設の整備など町民の健康で文化的な生活と機能的な活動の確保を図るため、地域開発を計画的に誘導する。

用途地域については、秩序ある健全な市街地を創造し、均衡ある発展が図れるよう規制と誘導に努め、都市計画区域の拡大と円滑な推進を図る。

都市計画街路は、円滑な都市交通の確保・防災空間・都市景観など果たす機能などを持っている。このため、街路の再整備・街路樹の植栽などにあわせて、道路網の見直しを行い、円滑な交通体系の確立に努める。

サ 河川

河川の整備については、多額の事業費と長期間を要するが、河川の氾濫による災害発生危険箇所の把握と防止対策に努め、治水対策の促進を図る。

シ 緑化

学校、道路などの公共施設において、計画的に植樹や花の植栽を進めるとともに、「植樹祭」を始めとする町民の主体的な緑化運動を啓発・育成・支援する。また、宅地や事業所など民有地についても、町民の理解と協力を得ながら緑化を推進する。

ス 公園・緑地

「雄武町都市計画マスタープラン」に基づき、町民憩いの場、児童等が安心して遊べる場を確保するため、既存の公園の適正な維持管理に努めるとともに、市街地や集落内において、身近な公園や広場等の適正な配置に努める。

また、山林や水辺等を活用して、本町ならではの自然とふれあえる特色ある公園・緑地の整備を図り、個性あふれる交流拠点の創造に努める。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|------------------|--|------|----|
| 生活環境の整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 簡易水道 | 浄水場電気機械設備更新整備事業 青葉、沢木、幌内浄水場 | 雄武町 | |
| | | 雄武地区配水管更新事業 町道海岸線(元稻府～港町) 配水管布設 L= 3412. 1m 町道音稻府開拓線、国道 238 号(低区配水池～量水器室) 配水管布設 L= 1274. 47m | 雄武町 | |
| | | 簡易水道配水管更新事業 日の出北町配水管整備工事 VPΦ 75 L=105m 緑町配水管整備工事 VPΦ 50 L=224m (緑町団地付近～国道 238 号) 幌内地区配水管整備工事 VPΦ 50 L=85m (幌内南地区鮭鱒ふ化場付近) | 雄武町 | |
| | | 雄武地区水道施設整備事業 基本計画調査委託、認可変更申請委託、調査設計委託 送水施設、配水施設(配水管・配水池高区・低区) 配水管更新工事 DTL(GX) Φ 300 L=1, 800m 高区配水池築造工事(既貯水 1150m ³) 送水管更新工事 DTL(GX) Φ 200 L=1, 800m 低区配水池築造工事(既貯水 550m ³) | 雄武町 | |
| | | 簡易水道施設アセットマネジメント事業 アセットマネジメント計画策定委託 水道ビジョン策定委託 浄水場電気機械設備更新実施設計委託 送水管更新実測調査委託 L=2, 000m 送水管更新実施設計委託 L=2, 000m 送水管更新工事 L=500m 浄水場電気機械設備改築更新工事 青葉第二浄水場 中央監視設備等 | 雄武町 | |
| | | 営農用水施設維持管理事業 音稻府浄水場水質計器点検委託、音稻府浄水場沈殿池清掃委託、共栄中雄武浄水場機械設備点検委託、上沢木浄水場水質計器等点検委託、漏水調査、維持管理修繕、各施設水質計器他部品交換 | 雄武町 | |
| | | 農地整備事業(畠地担い手支援型) 営農用水施設(浄水場、取水設備、配水管路等)改修 | 雄武町 | |
| | (2) 下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | 雄武町公共下水道事業 マンホール蓋・処理場機器の更新 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-------------------|--|------|----|
| 生活環境の整備 | (3) 廃棄物処理施設 | | | |
| | その他 | 水産廃棄物処理緊急改善対策事業 ウロ処理機器 1基 | 民間 | |
| | | 鳥獣残渣等処理事業 鳥獣残渣の処理 | 雄武町 | |
| | (4) 火葬場 | 雄武斎場設備更新事業 雄武斎場設備の更新等 | 雄武町 | |
| | (6) 公営住宅 | 公営住宅整備事業 潮見団地、末広1区団地 | 雄武町 | |
| | (6) 公営住宅 | 既設町営住宅団地環境整備事業 既設団地改修工事 | 雄武町 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 防災・防犯 | <p>地域ぐるみ防災推進事業</p> <p>災害被害を未然に防ぐ対応、災害被害を最小限に防ぐ対応策として事業を展開する。（総合避難訓練の実施、備蓄品の整備、災害備蓄倉庫の建設、地域防災計画等の見直し、防災のしおりの多言語化）</p> <p>【事業の必要性】毎年のように全国各地で大雨などの大規模な災害が発生しており、本町においても、災害被害を未然に防ぐ対応、災害被害を最小限に防ぐ対応が求められている。</p> <p>【事業の効果】事業を展開することにより、災害被害を未然に防ぐ対応、災害被害を最小限に防ぐ対応力が強化され、地域住民の安心、安全の基盤が確立される。</p> | 雄武町 | |
| | | <p>防災行政無線設備等維持管理事業</p> <p>大地震、津波、風水害等の災害情報及び武力攻撃等に関する情報を即時伝達できるよう、防災行政無線設備、全国瞬時警報システム（Jアラート）、海面潮位監視設備の適切な維持、管理を行う。</p> <p>【事業の必要性】地震や津波などが発生した場合、海岸沿いの集落を中心に大きな被害が想定されるため、緊急時における町民への情報伝達の実施手段として整備が必要である。</p> <p>【事業の効果】災害情報の即時伝達手段を整備し、町民の生命、財産を守る。有事の際ににおける町民への適切な情報を伝達する。</p> | 雄武町 | |
| | (8) その他 | 浄化槽整備事業 浄化槽設置整備事業（個人設置型）及び町独自上乗せ補助 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|------------------|--|------|----|
| 生活環境の整備 | (8) その他 | 一般廃棄物収集運搬等業務委託事業 収集運搬業務の委託等 | 雄武町 | |
| | | 西紋別ブロック広域資源ごみ処理事業 資源ごみの広域処理負担金の支出 | 雄武町 | |
| | | リサイクル推進事業 ごみ指定袋の製作等 | 雄武町 | |
| | | 西紋別地区環境衛生施設運営事業 組合運営分担金の支出 | 雄武町 | |
| | | 環境衛生車両整備事業 環境衛生車両の整備 | 雄武町 | |
| | | 雄武町廃棄物処理対策事業 最終処分場延命化対策検討、生ごみ処理委託 資源ごみ分別保管倉庫建設 | 雄武町 | |
| | | 最終処分場浸出水処理施設維持管理事業 施設の維持管理、施設の老朽化のための維持管理 | 雄武町 | |
| | | 交通安全対策特別交付金事業 区画線の塗装、スノーポール等の購入・設置 | 雄武町 | |
| | | 民有林火災予防巡視事業 巡視員の配置 | 雄武町 | |
| | | 救急業務体制整備事業 救急救命士育成、研修 | 雄武町 | |
| | | 消防資機材整備事業 救急資機材整備 | 雄武町 | |
| | | 消防施設整備事業 消防関係施設整備 | 雄武町 | |
| | | 消防車両更新事業 消防ポンプ自動車更新 | 雄武町 | |
| | | 消防職員教育訓練事業 北海道消防学校で行われる教育訓練 | 雄武町 | |
| | | 消防職員採用計画事業 消防職員の新採用（被服貸与） | 雄武町 | |
| | | 消防団活性化事業 各種活動・研修の実施等による団員の育成・確保 | 雄武町 | |
| | | 予防対策資器材整備事業 火災・災害対策資器材整備 | 雄武町 | |

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本町における令和2年の高齢化率は35.1%、約3人に1人が高齢者となっており、全国平均よりも高く推移している。

また、今後も確実に高齢化が進行していくことが予測され、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、寝たきりや認知症などの要介護高齢者の増加が見込まれ、高齢者対策の充実は特に重要な課題となっている。

このような状況の中、本町では令和3年3月に、「第9期雄武町高齢者保健福祉計画」と「第8期雄武町介護保険事業計画」を策定した。今後もこの計画を基本に高齢者保健福祉行政を総合的かつ計画的に推進し、すべての町民が豊かで、生きがいを持って、安心して生涯を過ごすことができる健康長寿のまちづくりを進める必要がある。

イ 児童福祉

平成22年に町内5保育所を統合した「保育所型認定こども園若草保育所」を開設し、教育・保育及び子育て支援を幅広く展開している。

認定こども園は、幼稚園的な機能と0歳児保育(生後6か月以上)や障がい児保育、一時預かり等を実施しており、乳幼児及びその保護者が交流を行う場所として、子育て支援センターが施設内に併設されている。

ここでは、関係機関と連携しながら子育てに関する相談指導や情報提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。

令和元年からは国による幼児教育・保育の無償化が開始され、加えて本町では子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、引き続き給食副食費の公費負担や遠隔地の通所送迎を継続して実施している。

また、児童センターでは本来の児童館機能に加え、就労家庭等に対する放課後対策等を実施するなど、児童の健全育成に関する活動を行っている。

子どもを取り巻く環境が変化している中、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげることが重要であることから、地域で子育てを支えることを目的として、令和2年10月に「雄武町子ども・子育て支援計画」を策定し、安心して子どもを産み育て、心豊かな成長を育む環境づくりに取り組んでいる。

ウ ひとり親家庭福祉

離別や死別などによるひとり親家庭は近年増加傾向にあり、それぞれの生活実態に即したきめ細かい支援施策を進めていくことが必要である。

エ 障がい者福祉

令和3年3月末時点の本町における身体障害者手帳保持者は257人、療育手帳保持者52人、精神障害者保健福祉手帳保持者は21人となっている。こうした障がい者に対し、本町では医療費の助成を始め、心身障害者年金の支給やハイヤー料金の助成などの経済支援のほか、日常生活用具や補装具の給付などの各種福祉事業を実施しているが、介護者の高齢化や核家族化の進行により、家庭での介護能力の低下なども見られ、援助の必要性が一段と高まっている。

このような状況の中、本町では障がいを持つ人が社会の構成員として自立し、社会参加できる環境を整備するため長期的な視点に立ち、障がい者施策に関する基本的な方向を示す「第7次雄武町障がい者計画」を令和3年3月に策定した。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

「雄武町高齢者保健福祉計画」と「雄武町介護保険事業計画」に基づき、高齢者の社会参加の促進、高齢者にやさしいまちづくり、健康づくりの推進、介護サービスの充実、高齢者の居住環境の整備により、在宅生活支援を積極的に推進しながら、長期的な視点に立って、介護サービスと保健福祉サービス、在宅サービスと施設サービス、公共と民間、町と広域などが連携しながら総合的な施策を展開する。

保健福祉対策では、健康教育や健康手帳の活用促進、疾病予防や健康づくりのための相談、健康診査等保健サービスの充実を図り、また、老人クラブの活動支援や高齢者大学の開設など生きがい対策を図る。

イ 児童福祉

人口減少とともに少子化が進行している中、保育所の入所児童数はその年により若干の変動はあるものの、低年齢児の入所希望数は減少しないと想定される。

就学前児童に対する養護、保育、教育を提供する施設として、子育て環境の変化によるニーズの多様化や就労家庭の現状、地域性を考慮しながら柔軟な取組みで保育機能の充実に努める。

また、児童の健全育成活動の拠点となる児童センターでは、児童の健全な遊び・学習・交流の場として、さらに積極的な活用を図る。

さらに、関係機関・団体との協働により、町民の育成活動への参加を促し、地域ぐるみで児童の健全育成に努める。

令和2年10月に開設した雄武町母子健康包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施し、令和3年度中に開設する子ども家庭総合支援拠点と連携しながら必要な支援を行う体制を確立する。

ウ ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭が安心した生活を送れるよう、民生児童委員や関係機関との連携を強化し、生活、教育、就労などに関する相談体制の充実に努める。

エ 障がい者福祉

「雄武町障がい者計画」による障がい者を取り巻く環境等のバリアフリー化に基づき、乳幼児健診を始め各種検診事業の充実により障がいの予防と早期支援に努めるとともに、保育所や教育機関、西紋こども発達支援センター、医療機関との連携を図り、早期治療・訓練、リハビリテーションの充実に努める。また、在宅障がい者の生活支援のため総合相談窓口の確立や、日常生活用具や補装具の給付を始めとする障がい福祉サービスの充実を図る。

町内において、障がい者の日中活動の支援等を目的として、令和3年10月から地域活動支援センターが新設される予定であることから、運営にあたっての支援を行うとともに、将来的には、障がい者の職業的自立を目指し、町内事業所に障がい者の雇用の拡大を要請していく。また、今後も生きがいある社会生活を送れるように生涯学習・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等の交流活動を促進する。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|-------------------|---|------|----|
| 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (3) 高齢者福祉施設 | | | |
| | 老人ホーム | 特別養護老人ホーム等整備事業 特別養護老人ホーム 職員トイレ改修工事、外壁改修工事 特別養護老人ホーム（ユニット棟） エコキュート更新工事 | 雄武町 | |
| | その他 | 特別養護老人ホーム等整備事業 ショートステイ配管改修工事 | 雄武町 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 指定訪問介護事業運営補助事業 事業費補助 【事業の必要性】在宅サービスの提供を受け在宅で日常生活を送るために、事業運営に補助する必要がある。 【事業の効果】全ての町民が安心して暮らすことができる。 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|--------------|--|------|----|
| 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者支援事業（居宅老人交通費助成） 交通費助成券の交付 【事業の必要性】公共交通機関が限られるため、自動車を所有していない高齢者の移動手段としてハイヤーの利便性は高く、生活支援を促進する必要がある。 【事業の効果】支援により外出する機会につながるため、健康増進や生きがいの充実が図られる。 | 雄武町 | |
| | | 高齢者支援事業（冬の生活支援助成） 冬の生活支援事業・助成券の交付 【事業の必要性】厳寒期における生活安定を図るため、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する必要がある。 【事業の効果】住み慣れた地域で安心して暮らせる支援を行うことで、厳寒期における生活安定が図られる。 | 雄武町 | |
| | (9) その他 | 特別養護老人ホーム等整備事業 デイサービスセンター送迎車両更新 ショートステイ送迎車両更新 | 雄武町 | |
| | | 子ども・子育て支援事業(雄武町すぐすぐ赤ちゃん応援助成) 雄武町すぐすぐ赤ちゃん応援助成券の交付 | 雄武町 | |
| | | 児童手当支給事業 児童手当の支給 | 雄武町 | |
| | | 広域利用給付事業 施設型給付費及び施設等利用給付費の給付 | 雄武町 | |
| | | 学校給食子育て支援事業 学校給食費の全額助成 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、国民健康保険病院1か所、開業医院1か所、歯科診療所1か所があり、町立の国民健康保険病院における診療科は内科、外科、整形外科、消化器内科、小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科を標榜している。病床数は、平成24年3月に療養病床26床を介護老人保健施設ハマナスに転換し、現在は一般病床25床を有する。

高齢化の進行に伴い、保健・福祉サービスと一体となったリハビリテーションや在宅医療、さらには救急医療など幅広い医療サービスの提供をおこなうため、国民健康保険病院を核とした地域全体で支える包括的なケアシステムの構築に向けた取組みを充実させていく必要がある。

(2) その対策

国民健康保険病院では、今後もさらなる公営企業としての経済性を追求するとともに、町民の健康保持に必要な良質かつ安定した医療が提供できる施設として、医療従事者の確保と医療機器等の更新・整備充実を図るとともに、地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの充実に向け、町内外の医療機関、保健福祉機関との連携強化に努める。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|--------------------------------|------|----|
| 医療の確保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病院 | 医療機器整備事業 医療機器の更新 | 雄武町 | |
| | | 病院環境整備事業 病院設備環境の整備 | 雄武町 | |
| | | 病院情報ネットワーク整備事業 各種システム保守(更新) | 雄武町 | |
| | 患者輸送車(艇) | 病院車両更新事業 医師送迎車両更新、在宅指導用車両更新 | 雄武町 | |
| | (4) その他 | 医師・保健医療技術者修学資金貸付事業 修学資金の貸付 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

① 義務教育

義務教育については、小学校児童数が 4 校で 195 人、中学校で 103 人となっているが、児童生徒数は年々減少しており、余裕教室の有効活用や開かれた学校づくりなど、人口動向に即した学校経営の工夫が求められているほか、老朽化に伴う学校施設・設備の維持補修を始め、特別支援教育等の新たな教育内容に対応した教材、教具、設備の充実等が必要である。

特別支援学級については、雄武小学校に 4 学級、沢木小学校に 2 学級、豊丘小学校に 2 学級及び雄武中学校に 3 学級が開設されており、関係機関と連携のもと特別支援教育の充実を図る必要がある。

学校給食はセンター方式により、町内小中学校の児童・生徒に完全給食を提供している。平成 26 年度には、学校給食衛生管理基準に基づいた建替えを行い、地場産食材の活用など食育の拠点として機能している。

② 高等学校教育

雄武高等学校は道立学校であるものの、本町の中学生の進路としてまちづくりや人づくりに密接に結びついていることから、今後とも魅力ある学校づくりを支援していくとともに、存続対策をより強めていかなければならない。

イ 社会教育

① 生涯学習

高齢化時代を迎え、すべての人々が生涯を通じて主体的に学習し、自己表現を図りながら充実した人生が送れるような生涯学習社会の実現が期待されている。

このような状況の中で、本町では町民の学習ニーズに応えるため、町民センター等において、幼児、少年、青年、女性、成人、高齢者など各段階に応じた様々な学級・講座の開催を始めとする各種社会教育事業の推進に努めているが、高齢化や少子化、国際化、情報化の進展、環境問題への意識の高まりなど社会環境の変化の中で、生涯各期における学習課題もますます多様化、高度化してきている。

これらの社会教育事業や関連施策を中心に、他の様々な領域で行われている教育・学習活動や文化・スポーツ・交流活動等も含め、すべての活動を生涯学習の視点から総合的にとらえ、町民一人ひとりが自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法により、学習活動が行える環境づくりが求められている。

このため、教育分野はもとより関連する部門や機関等との連携のもと、総合的な生涯学習推進体制の確立や拠点施設の整備を図って生涯学習社会の基盤整備を進めるとともに、町民の学習ニーズの的確な把握に努めながら、より多くの町民参画を得るための多彩な学習プログラムの整備や情報の提供に努めることが必要である。

令和元年8月には、新図書館「雄図ぴあ」をオープンさせ、地域資料・郷土資料の展示コーナーを始め、町民のニーズを十分満たすことができる閲覧スペースや学習スペース等を備え、特に子どもたちが楽しく本に親しむように、配架や児童図書コーナーを工夫しており、今後も町民の学びの拠点として、多様なニーズに対応するために、図書館機能のさらなる整備充実に努める必要がある。

② 生涯スポーツ

スポーツは、健康の増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、町民相互の連帯意識を高め、豊かな人間性を培うものとして、その重要性が増している。

本町では、現在、スポーツ協会に加盟している各種スポーツ団体が13団体（会員数318人）、スポーツ少年団が3団体（会員46人）あり、これらが中心となって自主的なスポーツ活動が活発に行われているほか、各種スポーツ教室やスポーツ大会、さらには健康・体力づくりのための各種行事を展開している。

また、施設としては、ファミリースポーツセンターを始め、武道センター、スキー場、野球場、テニスコート、プール、パークゴルフ場等があり、町民のスポーツ活動に活発に利用されている。

しかし、近年、自由時間の増大や健康・体力づくり意識の高まりを背景に、町民のスポーツニーズはますます増大・多様化してきており、活動の場の充実や参加機会の拡充を始め、一人ひとりが生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツライフを送ることができる条件づくりが、一層求められている。

このため、年齢に応じた魅力あるスポーツの普及や大会の充実、スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、さらにはスポーツ情報の提供に努め、生涯スポーツのまちづくりを推進する必要がある。

③ 青少年の健全育成

人口減少、少子化・核家族化の進行や子育て期における育児と仕事の両立など、家庭や地域社会に対する社会環境の変化に伴い、青少年をめぐる家庭教育や地域の育成機能が低下しつつある。

このような中、本町では青少年に対する教育・交流機会の提供、スポーツ少年団、子ども育成会等の各種団体活動の支援に努めるなど、積極的に青少年の健全育成に取り組んでいる。今後も、各種関係団体・家庭・地域・学校の連携強化のもと、青少年が本町の将来の担い手として健全に育成され、その力がまちづくりに十分発揮できるよう、施策の推進に努める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

① 義務教育

児童・生徒の教育環境の維持・向上を図るため、老朽化や機能の低下に応じて各学校施設の計画的な維持補修を図るほか、新しい教育内容に即した教材、設備等の充実に努める。

経済的に就学困難な児童・生徒に対する就学援助や言語治療児童の通級費援助など、各種援護対策に努める。

障がいの程度に応じた適切な教育を推進するため、関係機関との連携のもと、適切な就学指導に努めるとともに、特別支援学級の充実を図る。

学校給食は、学校給食センターの施設・設備の計画的な整備充実、衛生的で栄養のバランスに配慮した給食を提供していくとともに、食育や地産地消として地場産品を活用したメニューの提供を継続する。

② 高等学校教育

将来の本町を担う人材の育成を図るため、雄武高等学校との連携を強化し、地域に根ざした魅力ある学校づくりを積極的に支援・促進していくとともに、各種町行事への参加を始めとする地域社会との交流活動の一層の活発化を促す。

また、高等学校が抱える学校存続等の諸問題についても、的確な対応策を拡充し、地域と一体になって取組みを進める。

イ 社会教育

① 生涯学習

生涯学習施設については、町民センター等の社会教育施設を始め、学校やコミュニティ施設等の活用を図り、生涯学習社会に対応する身近な学習の場の確保に努める。

学習プログラムについては、各世代における学習課題やニーズの的確な把握に努め、多彩で特色ある内容の整備を図る。また、町民が必要とする学習関連情報の適切な提供に努める。

生涯学習の推進に必要な人材については、社会教育主事などを始め、様々な分野の専門的知識を持つ指導者やボランティアを発掘・養成し積極的に活用する。

社会教育関係団体や自主的な学習サークルに対しては、その育成及び活動の支援に努め、活動の活発化を促進する。

② 生涯スポーツ

生涯スポーツを推進する場として、既存の施設を有効に活用するとともに、本町の

新たなスポーツ活動の拠点づくりも含めた充実を図る。

スポーツ活動の普及促進のため、生涯にわたり、各年齢に応じたスポーツに取り組むことができるよう、各種スポーツ教室や大会、健康、体力づくり等の事業内容の充実と参加促進を図るとともに、スポーツ・健康情報の提供に努める。

スポーツ協会及びスポーツ少年団等のスポーツ団体に対しては、その育成と活動の支援に努め、自主的・主体的な活動を促す。また、スポーツ推進委員の資質の向上とスポーツ指導者の養成・発掘に努める。

③ 青少年の健全育成

健全な社会環境づくりを推進するため、家庭・学校・地域等との連携強化のもと、有害環境の浄化活動や非行防止活動、指導、相談活動の充実に努める。

また、青少年の文化・スポーツ活動やボランティア活動などへの積極的参加を促すとともに、青少年の仲間づくり、自然体験活動、世代間交流活動等の促進及び佐賀県武雄市との交流など、交流の機会の拡充に努め、地域社会への関心を高める。

さらに、青少年の団体、サークルへの支援を図るとともに、地域の指導者、リーダーの養成を目指し、研修機会の拡充に努める。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|------------------|---|------|----|
| 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 学校環境整備事業 改修工事等の実施 | 雄武町 | |
| | 教職員住宅 | 教職員住宅環境整備事業 教職員住宅改修工事 | 雄武町 | |
| | スクールバス・ボート | スクールバス更新事業 スクールバス更新 | 雄武町 | |
| | その他 | 教育施設等管理委託業務 維持管理業務委託 | 雄武町 | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 | | | |
| | 体育施設 | 体育施設整備事業 風の丘スキー場照明器具更新・斜面整備 パークゴルフ場芝刈り機更新 | 雄武町 | |
| | 図書館 | 読書促進事業 図書・視聴覚資料購入、ブックスタート配本 講演会、移動図書館等 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-------------------|---|------|----|
| 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | その他 | 教育相談員配置事業 教育相談員の配置 【事業の必要性】 児童生徒、保護者、教職員が抱える様々な課題を相談できる仕組みづくりとして、相談員の配置が必要である。 【事業の効果】 家庭や学校が抱える様々な問題を解決することにより、児童生徒の健全な育成が図られる。 | 雄武町 | |
| | | 雄武高等学校存続対策事業 遠距離通学生徒通学費補助、就学支援助成 部活動関係振興事業補助、資格取得受験費用助成 見学旅行参加助成、奨学金給付、就学金貸付 【事業の必要性】 地元高校があることにより得られている「若年層」の活力は過疎が進む本町では貴重な財産であり、地域活動や経済活動への恩恵は計り知れない。また、生徒と地域とが関わることにより町への理解や愛着を深め、地元へのUターン就職や社会貢献などの地元還元の人材基盤の育成に繋げる。 【事業の効果】 北海道教育委員会が少子化を背景として策定した「新たな高校教育に関する指針」により、小規模校の存続が危惧されていることから、可能な限り地域としての支援を行うことにより、高校を存続させ、地域衰退を防ぐとともに、打開策の一手としての活用が期待される。 | 雄武町 | |
| | (5) その他 | 語学指導を行う外国青年招致事業 外国語指導助手配置 | 雄武町 | |
| | | 小中学校教師用指導書購入事業 小中学校教員が授業で使用する指導書の購入・配備 | 雄武町 | |
| | | 雄武町特別支援教育推進事業 特別支援教育支援員配置 | 雄武町 | |
| | | 山村留学推進事業 雄武町山村留学推進連絡協議会への運営補助 | 雄武町 | |
| | | 小中学校教育備品整備事業 教育（管理・教材）備品の購入 | 雄武町 | |
| | | 学校図書整備事業 学校図書購入（町内全校） | 雄武町 | |

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落のうち、上幌内地区については平成20年に町民が全員転居し無人となつた。

国道238号沿いに雄武地区を中心として、南北に大きな集落が見られ、いずれも海岸線に位置し漁港を有している。一方、山間部では酪農家が広い範囲に散在する形態となって、まとまった集落は見られない。

集落間の交通等生活条件は、道路網と自家用車の普及によって生活条件を満たすための所要時間も短縮され、山間地域においてもさほどへき地感は強くない。さらに、各集落には集会施設等町民のコミュニケーションの場が整備され、自治会活動も積極的に推進されている。

しかしながら、各集落とも人口は減少傾向にあり、一部においては深刻な状況にある。

(2) その対策

町民が安心して生活できるまちづくりが行政推進に当たっての基本理念であることから、行政と町民の協働により、まちづくりを推進していく必要がある。

地方創生の時代を迎える中、町民と行政が一体となり、大胆な発想と行動により、魅力と個性ある地域の創造と自立の促進を図る。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|------|------|----|
| 集落の整備 | | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化は町の個性や独自性を生み出す重要な要素であり、まちづくりとも関わっていることから、地域の資源や風土を活かしながら築き上げていく必要がある。

本町では現在、文化連盟に加入する団体が18団体（会員285人）あり、幅広い内容の文化活動が積極的に行われているほか、町民文化祭を始め音楽や舞台芸術の鑑賞会、文化講演会などの多様な文化行事等を展開している。

しかし、各種活動への参加者の固定化や指導者・後継者の不足等の課題があるため、今後も体制の充実や魅力的な内容の充実を図り、町民の文化意識を高めていくことが求められている。

一方、文化遺産については、本町には埋蔵文化財包蔵地が多く、標識の設置等を進めてきたが、郷土の歴史的資料と合わせ、その調査と適切な保存・活用に努めることが必要である。

(2) その対策

文化連盟を始め各文化団体・グループの積極的な育成支援に努めるとともに、新しい分野の活動支援と町民の自主的・主体的な文化活動の活発化及び新たな雄武文化の創造を促す。また、研修会の拡充等を通じて、町民ニーズの多様化・専門化に対応できる指導者の確保と各組織への派遣体制の確立を図る。

さらに、活動施設については既存施設の整備充実と有効活用に努めるとともに、新たな拠点づくりについて検討する。

貴重な郷土資料と文化財については、調査と適正な保存に努めるとともに、新図書館に展示し、郷土学習等に活用する。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|--|------|----|
| 地域文化の振興等 | (3) その他 | 芸術文化公演事業（講演会・演劇会、音楽会） 演劇鑑賞会、文化公演事業の実施 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

石油や石炭などの化石燃料は、私たちの生活になくてはならないエネルギーであるが、大量消費による枯渇の懸念や地球温暖化が進行する原因となるため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの推進が求められている。

しかし、町内における再生可能エネルギーの普及は進んでいるとは言えず、依然として従来の電力供給システムや化石燃料等の枯渇型エネルギーに頼っている状況である。

効率的で環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向け、再生可能エネルギーの普及、エネルギー自給率の向上及び町民の環境に対する意識の高揚を図らなければならぬ。

(2) その対策

家畜糞尿をエネルギー源（原料）とするバイオガスエネルギーを活用するため、バイオガスプラントの導入検討を行うとともに、余剰熱を活用した地域経済の活性化や公共施設等への電力供給による町内エネルギー供給体制の構築、災害発生時における行政施設、医療・福祉施設及び避難所等への電力の供給を検討する。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------|--|------|----|
| 再生エネルギーの利用の推進 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 再生可能エネルギー利用 | 雄武地域バイオガス導入検討事業 バイオガスプラント建設の検討 バイオガスプラント整備に向けた調査・検討 【事業の必要性】 大型協業法人の設立等、規模拡大が進む近年の酪農情勢の変化に伴い、今後、地域の課題となる家畜糞尿処理の対策として、バイオガスプラント建設の検討を行う必要がある。 【事業の効果】 地域における河川環境の汚染防止や悪臭による生活環境への被害防止が図られる。 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

雄武町は平成の大合併の際に市町村合併は行わず、単独で自主自立の町として存続を目指し各種施策を進めているが、現在地方創生がうたわれている中で、今後の町の存続のためには地域の力や資源を見直し、強化していく必要がある。

(2) その対策

地域の最小単位である自治会組織に対して、従来からの運営補助等の支援を継続するほか、その組織のあり方等に助言が必要なケースには対応が求められる。一方、自治会の自主性を尊重したうえで、ボランティアサポート等の協働の取組みについても支援を行い、地域の力や資源を強化していく。

(3) 計画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|--------------|-------------------------------------|------|----|
| その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | 自治会運営補助事業 町内自治会に対する運営補助金の交付 | 雄武町 | |
| | | 雄武町自治会連合会補助事業 自治会連合会に対する運営補助金の交付 | 雄武町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、雄武町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------|---|--|------|----|
| 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成 | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 | 雄武町快適住まいづくり促進事業 住宅建設及び改修を行う世帯に資金の一部を補助 【事業の必要性】定住・移住対策、子育て支援として、住環境の安定と向上のための住環境整備に対し、支援する必要がある。 【事業の効果】住環境の整備により、移住・定住・子育て支援が促進され、活力あるまちづくりの推進が図られる。 | 雄武町 | |
| | 地域間交流 | 雄武町オホーツク紋別空港利用促進事業 遠紋地域と首都圏を結ぶ航空路の維持を図るとともに、本町への交流人口の増加を図るため、オホーツク紋別空港を利用する町民等へ助成金を交付する。 【事業の必要性】オホーツク紋別空港は、雄武町から車で1時間圏内にあり、東京直行便の継続運行は町民の利便性維持はもちろんのこと、交流・関係人口の拡大や観光政策、医師確保等地域振興に欠くことのできない拠点であることから、町民等へ助成金を交付することで路線の維持・拡大を図る必要がある。 【事業の効果】町民等へ助成金を交付することにより、町民の首都圏移動の利便性の向上、また、町外からの観光客等の増加により地域経済の活性化に寄与する。 | 雄武町 | |
| 産業の振興 | (10) 過疎地域持 続的発展特別事業 第1次産業 | 酪農ヘルパー制度強化推進事業 ヘルパー利用事業への助成 【事業の必要性】農業経営者の育成・確保には、労働時間を他産業従事者並に抑制する必要があり、農休日等を設定し快適でゆとりのある環境整備を図るため、専任ヘルパーの確保を行う必要がある。 【事業の効果】酪農ヘルパー制度の充実により、緊急時における労働力や農休日が確保され、安定した農業経営が図られる。 | 雄武町 | |
| | 新規就農者支援事業 新規就農者に対する支援 北オホーツク担い手対策協議会への支援・連携強化 認定農業者制度の推進 | 【事業の必要性】本町の区域内において、新たに農業を営み、本町の産業振興に寄与するものに対し、奨励金等の援助を行い、新規就農者の誘致促進を図る必要がある。 【事業の効果】後継者不足による離農跡地に新規就農者を就農させることにより、農地の荒廃や耕作放棄地の発生を防止することができるとともに、酪農業の活性化が図られる。 | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-----------------------------|--|------|----|
| 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 | <p>農業生産規模拡大促進事業 協業法人設立に対する支援 経営規模拡大に対する支援</p> <p>【事業の必要性】雄武地域畜産クラスター計画に定める目標を達成するため、家族経営及び法人の規模拡大に対し支援するとともに、協業法人の設立促進を図ることで地域の生産基盤の維持・拡大を図る必要がある。</p> <p>【事業の効果】地域における生産基盤の維持・拡大及び農業生産額の維持・増大が図られる。</p> | 雄武町 | |
| | | <p>基幹水利施設管理事業 雄武ダム（点検整備費、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費、電力料、修繕費）</p> <p>【事業の必要性】大規模で公共性の高い基幹水利施設（雄武ダム）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に發揮させる必要がある。</p> <p>【事業の効果】適切な維持管理を行うことにより、受益者へ安定した用水供給が行われるとともに、各種機器の長寿命化が図られる。</p> | 雄武町 | |
| | | <p>農地整備事業（公共牧場草地更新事業） 草地更新等（草地整備、草地造成）</p> <p>【事業の必要性】公共牧場については10年以上草地更新が行われていない状況にあり、土壌や植生の悪化が著しいため、草地更新による牧草の収量増加及び品質の向上を行う必要がある。</p> <p>【事業の効果】栄養価の高い牧草を安定的に生産することで飼料の買い付けを抑制され、事業の振興が図られる。</p> | 雄武町 | |
| | | <p>ほたて漁場有害生物駆除対策事業 漁場造成、ヒトデ籠捕獲</p> <p>【事業の必要性】ヒトデの捕獲により、ほたて成貝の食害被害を抑制させ、ほたて漁業の生産増大が図られる。</p> <p>【事業の効果】事業実施に伴い、ヒトデが減少傾向にあり、ほたての生産量が上がっている。</p> | 民間 | |
| | | <p>ほたて漁場貝殻散布事業 雄武海域の海底は、細砂の底質が多く下場が柔らかいことから、八尺の爪が届かず漁獲効率を下げているため、稚貝放流前に貝殻を散布することで、海底を漁獲に優位な状態にする。</p> <p>【事業の必要性】貝殻を散布することにより、バラスト場に似た下場の固い環境が形成され、壊れ貝発生の減少及び漁獲効率の向上が見込まれ、ほたて漁業の生産増大が図られる。</p> <p>【事業の効果】漁場への貝殻散布により、漁場の底質改善が図られている。</p> | 民間 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|--------------------------------|--|------|----|
| 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯 | <p>地域ぐるみ防災推進事業</p> <p>災害被害を未然に防ぐ対応、災害被害を最小限に防ぐ対応策として事業を展開する。（総合避難訓練の実施、備蓄品の整備、災害備蓄倉庫の建設、地域防災計画等の見直し、防災のしおりの多言語化）</p> <p>【事業の必要性】毎年のように全国各地で大雨などの大規模な災害が発生しており、本町においても、災害被害を未然に防ぐ対応、災害被害を最小限に防ぐ対応が求められている。</p> <p>【事業の効果】事業を展開することにより、災害被害を未然に防ぐ対応、災害被害を最小限に防ぐ対応力が強化され、地域住民の安心、安全の基盤が確立される。</p> | 雄武町 | |
| | | <p>防災行政無線設備等維持管理事業</p> <p>大地震、津波、風水害等の災害情報及び武力攻撃等に関する情報を即時伝達できるよう、防災行政無線設備、全国瞬時警報システム（Jアラート）、海面潮位監視設備の適切な維持、管理を行う。</p> <p>【事業の必要性】地震や津波などが発生した場合、海岸沿いの集落を中心に大きな被害が想定されるため、緊急時における町民への情報伝達の実施手段として整備が必要である。</p> <p>【事業の効果】災害情報の即時伝達手段を整備し、町民の生命、財産を守る。有事の際ににおける町民への適切な情報を伝達する。</p> | | |
| 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 | <p>指定訪問介護事業運営補助事業 事業費補助</p> <p>【事業の必要性】在宅サービスの提供を受け在宅で日常生活を送るため、事業運営に補助する必要がある。</p> <p>【事業の効果】全ての町民が安心して暮らすことができる。</p> | 雄武町 | |
| | | <p>高齢者支援事業（居宅老人交通費助成） 交通費助成券の交付</p> <p>【事業の必要性】公共交通機関が限られるため、自動車を所有していない高齢者の移動手段としてハイヤーの利便性は高く、生活支援を促進する必要がある。</p> <p>【事業の効果】支援により外出する機会につながるため、健康増進や生きがいの充実が図られる。</p> | | |
| | | <p>高齢者支援事業（冬の生活支援助成） 冬の生活支援事業・助成券の交付</p> <p>【事業の必要性】厳寒期における生活安定を図るため、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する必要がある。</p> <p>【事業の効果】住み慣れた地域で安心して暮らせる支援を行うことで、厳寒期における生活安定が図られる。</p> | 雄武町 | |

| 自立促進 施策区分 | 事 業 名 (施設名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|----------------------------------|--|------|----|
| 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 教育相談員配置事業 教育相談員配置 【事業の必要性】 児童生徒、保護者、教職員が抱える様々な課題を相談できる仕組みづくりとして、相談員の配置が必要である。 【事業の効果】 家庭や学校が抱える様々な問題を解決することにより、児童生徒の健全な育成が図られる。 | 雄武町 | |
| | | 雄武高等学校存続対策事業 遠距離通学生徒通学費補助、就学支援助成 部活動関係振興事業補助、資格取得受験費用助成 見学旅行参加助成、奨学金給付、就学金貸付 【事業の必要性】 地元高校があることにより得られている「若年層」の活力は過疎が進む本町では貴重な財産であり、地域活動や経済活動への恩恵は計り知れない。また、生徒と地域とが関わることにより町への理解や愛着を深め、地元へのUターン就職や社会貢献などの地元還元の人材基盤の育成に繋げる必要がある。 【事業の効果】 北海道教育委員会が少子化を背景として策定した「新たな高校教育に関する指針」により、小規模校の存続が危惧されていることから、可能な限り地域としての支援を行うことにより、高校を存続させ、地域衰退を防ぐとともに、打開策の一手としての活用が期待される。 | 雄武町 | |
| 再生エネルギーの利用推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 | 雄武地域バイオガス導入検討事業 バイオガスプラント建設の検討 バイオガスプラント整備に向けた調査、検討 【事業の必要性】 大型協業法人の設立等、規模拡大が進む近年の酪農情勢の変化に伴い、今後、地域の課題となる家畜糞尿処理の対策として、バイオガスプラント建設の検討を行う必要がある。 【事業の効果】 地域における河川環境の汚染防止や悪臭による生活環境への被害防止が図られる。 | 雄武町 | |



海・山・人 ひびきあう町

オホーツク
雄武町